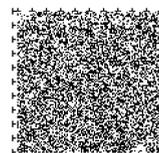


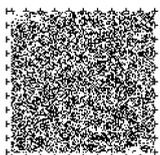
第5期久留米市障害福祉計画

第1期久留米市障害児福祉計画

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

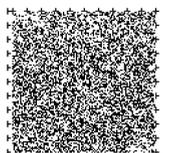
平成30年（2018年）3月
久留米市

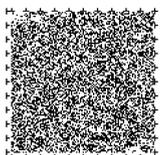




目 次

第 1 部	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の基本的な考え方	2
	(1) 計画の基本理念	2
	(2) 計画の基本的視点	2
4.	計画の期間	3
5.	第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の特徴	3
第 2 部	平成 32 年度（2020 年度）に向けた	
	目標の設定	4
第 1 章	成果目標について	4
1.	福祉施設入所者の地域生活への移行	4
2.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
3.	地域生活支援拠点等の整備	6
4.	福祉施設から一般就労への移行等	7
5.	障害児支援の提供体制の整備等	8
第 2 章	活動指標について	9
1.	指定障害福祉サービス等・指定通所支援等	9
	(1) サービスの概要	9
	(2) 第 4 期計画期間中の実績	12
	(3) 各サービスの現状と見込み	14
2.	地域生活支援事業	24
	(1) サービスの概要	24
	(2) 第 4 期計画期間中の実績	27
	(3) 各サービスの現状と見込み	28
第 3 部	計画の進行管理	38
1.	P D C A サイクルの導入	38
2.	本市における進行管理	38





第1部 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)において、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、地域社会における共生を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げています。また、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや、障害者等に対する支援の拡充を行い、障害福祉計画においては、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要な措置を講じることで、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされています。

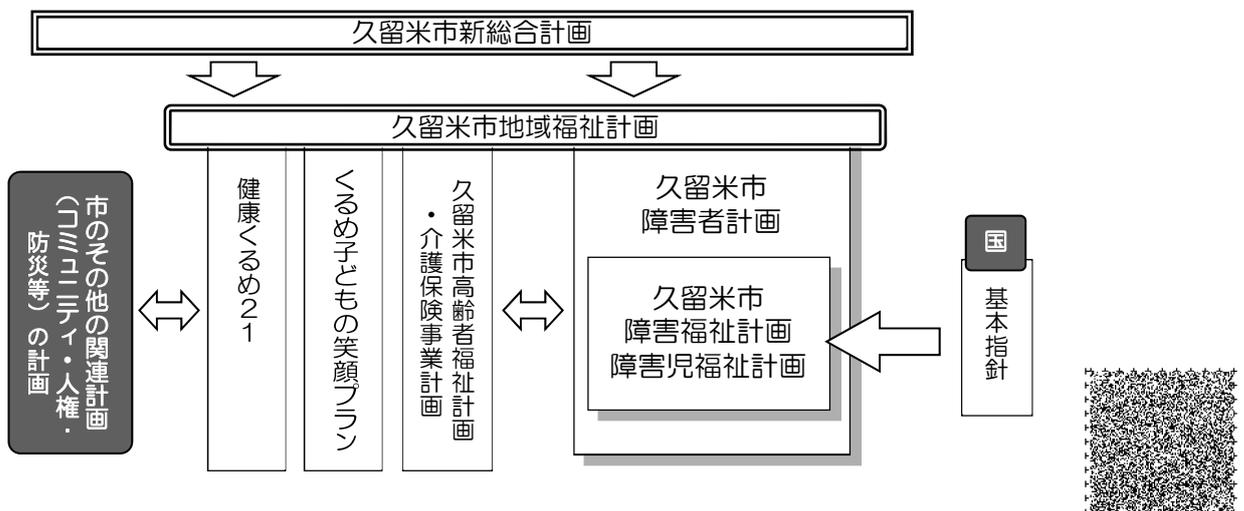
本市では、障害者自立支援法並びに障害者総合支援法に基づき、「久留米市障害福祉計画」を策定し、サービス体系の円滑な移行や障害福祉サービス提供基盤の整備を進めてきました。

この度、現行の第4期計画の期間が平成29年度(2017年度)をもって終了するとともに、児童福祉法の改正により市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、国が定める基本指針や国・県の動向、本市における第4期計画の数値目標に対する進捗状況等を踏まえ、平成32年度(2020年度)を最終目標年度とする具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、本市における障害福祉サービス等の提供体制の一層の充実を図るために「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本市では、平成29年度(2017年度)に「第3期久留米市障害者計画」を策定しています。この障害者計画は、障害者基本法に基づき市町村に策定が義務づけられている計画で、市町村における障害者福祉施策の基本方針(マスタープラン)に係る計画です。一方、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、自立支援給付及び地域生活支援事業に関する実施計画(アクションプラン)的な性質を持っています。

そこで、今回策定する「第5期久留米市障害福祉計画」及び「第1期久留米市障害児福祉計画」は、この第3期障害者計画の基本理念や基本目標を踏まえたものとし、



3. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

本計画は、前記のとおり、本市の障害者施策の基本的方針を定めた第3期久留米市障害者計画と一体的に取り組むものです。よって、本計画においても基本理念は同計画と同じく下記のとおりとします。

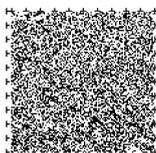
基本理念

誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら
安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて

(2) 計画の基本的視点

計画策定にあたっては、関係法令、国の基本指針、本計画の基本理念等を踏まえて、サービス提供体制の整備について、下記のとおり基本的視点を設けます。

基本的視点 1	障害者が自分でサービスを選び、利用できる環境づくりを進めます。
障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とするサービスその他の支援の提供体制の確保に取り組みます。また、これらサービスの有機的連携による総合的な支援を行う「地域生活支援拠点」により、障害者等の「親亡き後」にも対応した支援体制の構築に取り掛かります。	
基本的視点 2	グループホーム等居住の場の確保の充実を図ります。
入所施設・精神科病院から地域生活への移行や家庭からの独立した生活を希望する障害者にとって重要となる居住の場として、グループホーム等の整備充実を図ります。また、入所支援についても、入所者数の削減を図りながら、真に同サービスを必要とする入所者の居住の安定が図られるよう取り組んでいきます。	
基本的視点 3	福祉施設から一般就労等への移行・定着等を推進します。
地域生活への移行・定着のため重要な経済的自立を確保するために、一般就労につながる就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の提供体制の確保に努めます。	
基本的視点 4	相談支援の提供体制を確保します。
平成27年度(2015年度)から全サービス利用者に作成が義務づけられるサービス等利用計画の策定に係る計画相談支援の充実を図ります。また、地域生活への移行・定着の促進のための地域相談支援や自立生活援助の利用も促進していきます。	
基本的視点 5	障害のある子どもへの支援の提供体制を確保します。
障害児及びその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の確保が必要です。市の子育て関連の計画との調和を図りつつ、障害のある子どもに対する障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の支援を確保します。	



4. 計画の期間

障害福祉計画の期間は、厚生労働大臣が示す基本指針において規定されています。

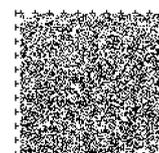
本計画は、同指針に基づき、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの3年間とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
久留米市 障害者計画 (第 1 期計画) 【H18-H25】		久留米市障害者計画 (第 2 期計画) 【H26-H29】				久留米市障害者計画 (第 3 期計画) 【H30-H35】					
久留米市障害福祉計画 (第 3 期計画) 【H24-H26】		久留米市障害福祉計画 (第 4 期計画) 【H27-H29】				久留米市障害福祉計画 (第 5 期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第 1 期計画) 【H30-H32】		久留米市障害福祉計画 (第 6 期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第 2 期計画) 【H33-H35】			

5. 第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の特徴

平成 28 年（2016 年）に、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。これに伴い、平成 30 年度（2018 年度）から新たな制度が創設されます。

本計画では、これらの新たな制度への対応や、本市の実情、障害者差別の解消といった地域課題などを勘案して策定しました。



第2部 平成32年度（2020年度）に向けた目標の設定

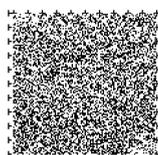
第1章 成果目標について

計画期間の取り組みの達成度を評価するため、成果目標を設定します。障害者の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を参考とし、以下のとおり成果目標を定めます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針			
① 平成28年度(2016年度)末時点の入所者数の9%以上を、平成32年度(2020年度)までに地域生活に移行。			
② 平成32年度(2020年度)末の施設入所者数を、平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者数から2%以上削減。			
久留米市の目標			
① 平成28年度(2016年度)末の施設入所者数のうち、平成32年度(2020年度)までに地域生活へ移行する人数を33人とします。			
② 平成32年度(2020年度)末の施設入所者数を、平成28年度(2016年度)末施設入所者から8名減少することを目指します。			
項目		数値	考え方
H28年度(2016年度)末時点の入所者数	A	366人	H28年度(2016年度)末の実績
H32年度(2020年度)末の入所者数	B	358人	H32年度(2020年度)末の見込数
【目標値】削減見込み	A-B	8人	差引き減少見込数(A-B)
		2.2%	$(A-B) / A \times 100$
【目標値】地域生活移行者	C	33人	施設入所から地域生活へ移行する者の数
		9%	$C / A \times 100$
<p>■ 第4期計画において、平成29年度(2017年度)末の入所者の目標を355人としましたが、目標を達成できない見込みとなっています(実績見込364人)。これは、入所者の高齢化や重度化により、地域での自立した生活に困難がある方が多かったためと考えられます。</p> <p>■ 国の指針に則して地域生活移行を進め、入所者数を減少することとしますが、高齢者、重度者など真に入所支援を必要としている方もいます。このような方には、サービスが提供できるように、また、自立が可能でそれを希望する人には、地域生活が送れるように支援を行っていく必要があります。</p> <p>■ 削減の結果、余剰が生じる施設について、有効的に活用できる方策を探っていく必要があります。</p>			

※「地域生活への移行」とは、福祉施設に入所している障害者が、グループホーム、一般住宅等へ移行することをいいます。



2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

平成32年度(2020年度)末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。

久留米市の目標

保健、医療、福祉関係者による協議の場の継続的かつ効果的な運営

*協議の場について設置済。

*「精神保健福祉関係機関連絡会議」及び「障害者地域生活支援協議会」が連携しながら協議を進める。

○精神保健福祉関係機関連絡会議

【目的】

地域における相談支援体制の充実及び連携体制の構築し、精神障害者の地域移行支援の充実を図る。あわせて、心の健康づくりや自殺予防につながる知識及び技術を持った人材の育成を図る。

【構成】

市内の精神科病院及びクリニックの精神保健福祉士、相談支援専門員、訪問看護事業所職員、当事者支援団体職員、行政等

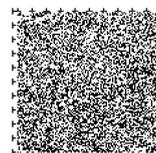
○障害者地域生活支援協議会

【目的】

障害者総合支援法第89条の3に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

【構成】

障害者等、その家族、関係機関及び関係団体並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者



3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

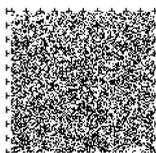
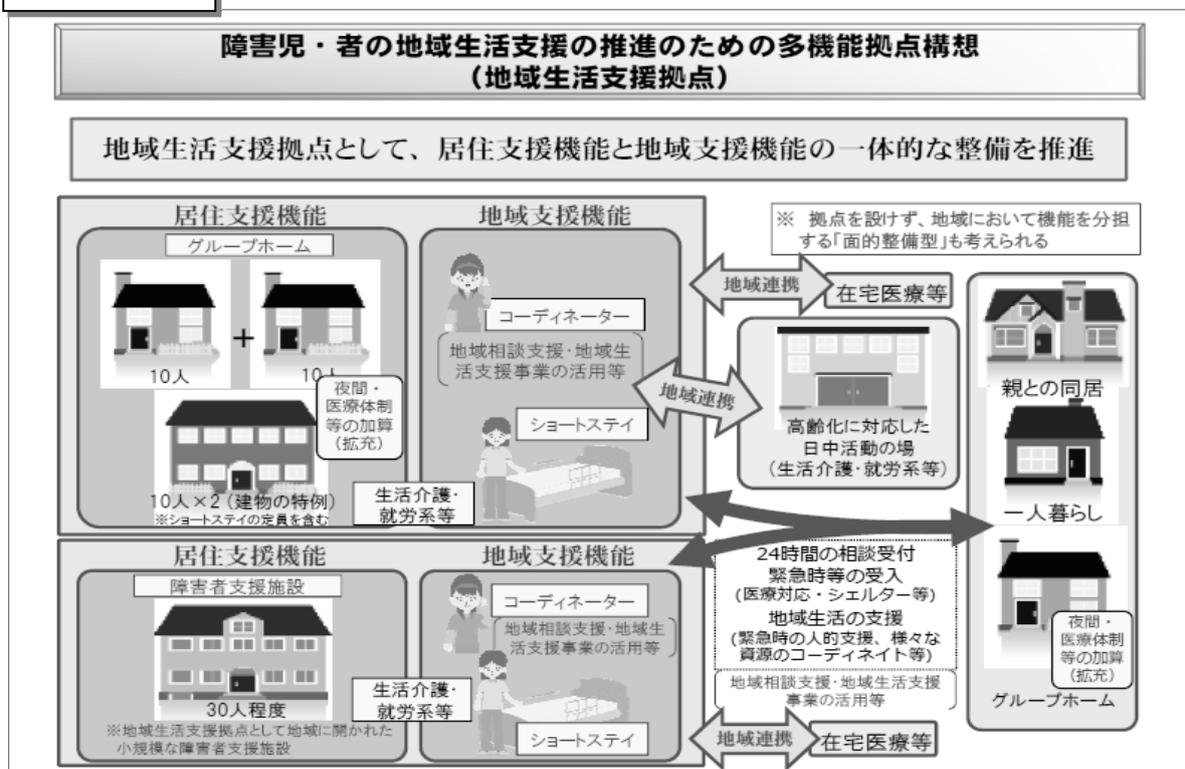
平成32年度(2020年度)末までに、地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な整備)について、市内または圏域に少なくとも一つの拠点を整備。

久留米市の目標

平成32年度(2020年度)までに地域生活支援拠点等の整備

地域生活の推進のため、拠点に求められる機能の検討や、既存事業所等の協力体制の構築を図り、期間中に1つの地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な整備)の整備を目指します。

イメージ図



4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針			
① 平成32年度(2020年度)中に平成28年度(2016年度)実績の1.5倍以上が福祉施設から一般就労へ移行。 ② 平成32年度(2020年度)末における就労移行支援の利用者を平成28年度(2016年度)末から2割以上増加。 ③ 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。			
久留米市の目標			
① 平成32年度(2020年度)の福祉施設からの一般就労者数を年間60人とします。 ② 平成32年度(2020年度)末の就労移行支援事業所の利用者数を134人とします。 ③ 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を平成32年度(2020年度)末までに全体の5割とすることを目指します。 ④ 平成30年度(2018年度)中又は平成31年度(2019年度)中に就労定着支援事業を利用開始した者の1年後の職場定着率を8割とすることを目指します。			
項目		数値	考え方
H28年度(2016年度)の一般就労への移行実績	A	40人	H28年度(2016年度)の実績
H32年度(2020年度)中の一般就労への移行者数	B	60人	H32年度(2020年度)の目標(Aの1.5倍以上)
H28年度(2016年度)末における就労移行支援の利用者数	C	90人	H28年度(2016年度)の実績
H32年度(2020年度)末における就労移行支援の利用者数	D	134人	H32年度(2020年度)の目標(Cの2割以上増)
		149%	Cに対する増加率(D/C×100)
■平成29年度(2017年度)の一般就労の実績見込みは91人となっており、第4期計画の目標(平成29年度(2017年度)において74人)を達成する見込みとなっています。 ■平成29年度(2017年度)末における就労移行支援の利用者見込み数は110人となっており、第4期計画の目標(平成29年度(2017年度)末の利用者数238人)を達成できない見込みとなっています。これは、新規の事業所も増えてはいるものの、利用者見込み数を大きく下回る定員数(平成29年(2017年)12月1日現在で、指定事業所10・定員合計143人)に止まっていることなどが原因と考えられます。 ■就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所が、平成29年度(2017年度)末見込みで全体の5割(10事業所中5事業所)となっており、第4期計画の目標(平成29年度(2017年度)末までに5割以上)を達成する見込みとなっています。 ■就労移行支援、就労継続支援のサービスを中心に、関係機関との連携を図りながら、一般就労への移行を進めます。 ■事業所への集団指導などを通して、目標就労移行率の周知に努め、就労移行の促進を図ります。			

※「一般就労者」とは、福祉施設から一般企業に就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいいます。

※この場合の「福祉施設」とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業所を指します。



5. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ① 平成 32 年度(2020 年度)末までに、児童発達支援センターについて、市内に少なくとも 1 カ所以上を整備。
- ② 平成 32 年度(2020 年度)末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
- ③ 平成 32 年度(2020 年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、市内に少なくとも 1 カ所以上を確保。
- ④ 平成 30 年度(2018 年度)末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、市内又は圏域に設置。

久留米市の目標

① 児童発達支援センターの適正な運営に係る支援

- *児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターについて、確保済（2カ所）。
- *児童発達支援は、それまで障害種別ごとに分かれていた障害児に対する通所サービスについて、複数の障害に対応できるよう平成24年度より一元化された際に創設された通所サービス。児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2種類があり、どちらも通所サービスを利用する障害児やその家族に対する支援を行うが、センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談への相談や、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

② 保育所等訪問支援事業所の適正な運営に係る支援

- *保育所等訪問支援事業所について、確保済（2カ所）。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適正な運営に係る支援

- *主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、確保済（各3カ所）。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の継続的かつ効果的な運営

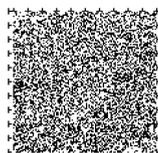
- *協議の場について設置済。
- *「重症心身障害児・者地域生活支援事業連携会議」

【目的】

医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを核とした相談支援体制の構築をはじめ、地域課題の解決に向けた様々な施策の検討や社会資源等の開発、個別事例対応の検討等を踏まえた関係機関による情報共有や連携を行い、重症心身障害児・者及びその家族の地域生活の支援を図る。

【構成】

市内の総合病院及び訪問看護事業所の職員（看護師）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、学校、行政 等



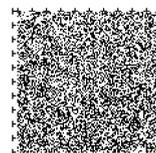
第2章 活動指標について

成果目標を実現するための活動指標として、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業等の必要量の見込み及びその確保のための方策を定めます。

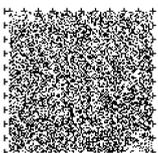
1. 指定障害福祉サービス等・指定通所支援等

(1) サービスの概要

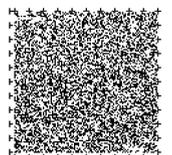
サービス名	内容
訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス〔介護給付〕	
生活介護	施設や通所において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス〔訓練等給付〕	
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。また、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。



サービス名		内容
就労移行支援		一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型		一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援B型		一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。
就労定着支援		就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
居住系サービス		
自立生活援助		障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に居宅を訪問し生活状況の確認及び助言、医療機関等との連携調整を行うとともに、利用者への相談支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)		障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援		生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
相談支援		
計画相談支援		障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域 相談支援	地域 移行 支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
	地域 定着 支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。



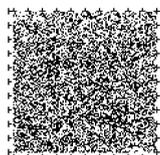
サービス名	内容
障害児通所支援	
児童発達支援	通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問 支援	指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児やスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢、体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所の利用に際し、障害児支援利用計画を作成。また、通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児コーディネーター	医療的ケアが必要な障害児が、地域生活において必要となる関連分野の支援の調整を行います。



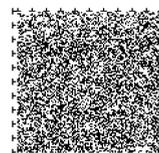
(2) 第4期計画期間中の実績

第4期計画期間中の障害福祉サービスの実績は、次のとおりです。

区分	サービス名	単位	H27年度(2015年度)		H28年度(2016年度)		H29年度(2017年度)	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
訪問系	訪問系サービス 合計	時間	20,839	18,755	23,651	18,977	26,909	19,364
		人	722	729	807	745	889	792
	居宅介護	時間	12,598	11,562	13,732	11,759	14,968	11,938
		人	604	621	658	638	717	681
	重度訪問介護	時間	6,490	5,909	7,788	5,962	9,346	5,968
		人	35	32	42	31	50	67
	同行援護	時間	1,233	959	1,467	923	1,746	1,084
		人	64	61	76	63	91	67
	行動援護	時間	518	325	664	333	849	374
		人	19	15	25	13	31	13
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
日中活動系(介護給付)	生活介護	人日	14,552	13,965	15,571	14,188	16,661	14,662
		人	728	705	779	721	833	739
	療養介護	人	96	93	100	94	105	97
		短期入所 合計	人日	561	465	620	485	693
	人		117	105	129	111	144	122
	(福祉型)	人日	432	389	448	398	464	391
		人	90	87	93	91	97	98
	(医療型)	人日	129	76	172	87	229	102
人		27	18	36	20	47	24	
日中活動系(訓練等給付)	自立訓練(機能訓練)	人日	197	105	225	101	257	48
		人	13	11	14	7	16	3
	自立訓練(生活訓練)	人日	577	619	629	676	686	501
		人	38	41	42	40	45	29
	宿泊型自立訓練	人日	378	372	408	263	441	297
		人	16	16	17	11	19	13
	就労移行支援	人日	2,897	2,190	3,528	1,482	4,297	1,868
		人	161	125	196	90	238	110
	就労継続支援(A型)	人日	5,541	5,938	6,988	6,979	8,813	7,975
		人	286	310	361	368	455	411
就労継続支援(B型)	人日	7,631	7,797	8,571	9,246	9,627	9,800	
	人	428	478	481	576	540	601	
居住系	共同生活援助(グループホーム)	人	238	235	274	248	315	301
	施設入所支援	人	362	367	359	366	355	364
相談支援	計画相談支援	人	2,746	1,667	2,894	2,036	3,042	2,236
	地域相談支援(地域移行)	人	15	4	15	5	15	6
	地域相談支援(地域定着)	人	15	5	15	8	15	10



区分	サービス名	単位	H27年度(2015年度)		H28年度(2016年度)		H29年度(2017年度)	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
障害児通所支援	児童発達支援	時間	749	705	786	740	826	1,082
		人	70	74	74	74	78	105
	放課後等デイサービス	時間	1,831	2,705	2,380	4,205	3,094	5,962
		人	222	234	289	337	376	433
	保育所等訪問支援	時間	1	32	1	50	1	54
		人	1	17	1	26	1	31
	医療型児童発達支援	時間	0	0	22	0	44	0
		人	0	0	1	0	2	0
相談支援	障害児相談支援	人	432	182	476	306	520	396



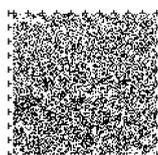
(3) 各サービスの現状と見込み

(3-1) 訪問系サービス

サービス名	居宅介護		
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数は一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	12,296時間 735人	12,665時間 794人	13,045時間 858人
推計の考え方	居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害者の自宅での日常生活を援助するものとして、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の根幹となるサービスです。第4期計画期間中の傾向や、障害者数の推移を踏まえると、第5期計画の期間中も、利用者は増加していくものと予測されます。それにつれて、利用時間も増加していくものと見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス事業者に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。 ■ホームヘルパーの養成・確保について、関係機関等が実施する研修に関する情報提供を行います。 ■ホームヘルパーに対する講座・講習などの受講を奨励し、質の高いサービスの確保に努めます。 		

サービス名	重度訪問介護		
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数はほぼ一定である一方、利用時間数は一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	6,266時間 32人	6,580時間 32人	6,909時間 33人
推計の考え方	利用者が30人程度と少ないため、利用人数の増減が大きく影響を受ける可能性があります。第4期計画期間中の傾向や、利用要件が拡大(平成30年度(2018年度)から入院時の病室での利用可能)されたことも踏まえて、今後も増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。		

サービス名	同行援護		
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを大きく下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数は一貫して増加している一方、利用時間数も、一旦は平成28年度(2016年度)に減少するものの一貫して増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	1,236時間 76人	1,409時間 87人	1,606時間 99人
推計の考え方	視覚障害者数の推移を踏まえると、今後は比較的落ち着いた伸びを見せるものと考えられます。		
確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。		

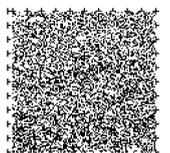


サービス名	行動援護		
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを大きく下回る値で推移しています。 本サービスは、対応できる事業所が限られている（現在、市内に3事業所のみ）ため、その利用枠で利用量が頭打ちになっている可能性も考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	411時間	452時間	497時間
	15人	18人	20人
	対応できる事業所、ヘルパーの増加を図り、利用者の増加につなげていきます。		
確保のための方策	■平成27年度(2015年度)の報酬改定において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の修了者の配置が、施設入所支援、短期入所、共同生活援助及び障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件とされたことを受け、様々な形で研修等が行われていますが、それらを通じ強度行動障害に対する理解を促し、事業所の確保に努めます。		

サービス名	重度障害者等包括支援		
実績と現状	第4期計画の見込みのとおり利用者はいない状況です。 また、市内に同サービスを提供する事業所はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	0時間	0時間	0時間
	0人	0人	0人
	サービス提供を行える要件が厳しいなどの理由から、サービスを提供する事業所の整備は進んでいません。平成29年度(2017年度)現在で、九州で3事業所。既存のサービスを組み合わせることで対応していきます。		
確保のための方策	■希望する事業者へは、指定基準等の情報提供を行っていきます。		

(3-2-①) 日中活動系サービス〔介護給付〕

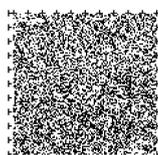
サービス名	生活介護		
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを下回る利用者数で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用日数及び利用者数ともに一貫して増加しています。 施設入所者の利用がほぼ横ばいという中での増加であることから、それ以外の利用者が増加しているものと考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	15,102人日	15,555人日	16,021人日
	761人	784人	807人
	第4期計画期間中の傾向や、障害者数の推移を踏まえると、第5期計画の期間中も、利用者は増加していくものと予測されます。それにつれて、利用時間も増加していくものと見込みます。		



確保のための方策	<p>■利用者の多くは入所施設での実施ですが、それ以外での事業所数が増えている状況です。現在の定員数でも第5期計画期間の利用者数をまかなえる見込みですが、市の中央部など地域によっては整備が進んでいない状況があります。今後の整備状況を見ながら、必要な地域への整備が進められるよう努めます。</p>
----------	---

サービス名	療養介護		
実績と現状	<p>第4期計画期間中の見込量をわずかに下回る利用者数で推移しています。</p> <p>医療的ケアに加え、常時の介護を要する特に重度の方が対象となっているため、大きな利用者の増減はありません。</p>		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	100人	103人	106人
推計の考え方	<p>市内では「ゆかり医療療育センター」のみで実施しています。今後も大きな増減は考えにくいと見込みます。</p>		
確保のための方策	<p>■相談支援等を通じて、サービスの提供につなげていきます。事業所数に限りがあるため、市外の事業所の活用も含めて提供体制の確保に努めます。</p>		

サービス名	短期入所		
実績と現状	<p>福祉型については、第4期計画期間中の見込量と同程度（利用日数は少し下回る）で推移する一方、医療型については大きく下回る利用者数で推移しています。</p> <p>各年度の実績の比較では、福祉型は微増程度で推移する一方、医療型については一貫して増加しています。</p> <p>自立した生活の慣らしの場として、また、介護者の負担軽減のため重要な機能を果たしていると考えられます。</p>		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	507人日	521人日	535人日
	(福祉型) 395人日	(福祉型) 399人日	(福祉型) 403人日
	(医療型) 112人日	(医療型) 122人日	(医療型) 132人日
	128人	134人	140人
	(福祉型) 100人	(福祉型) 102人	(福祉型) 104人
	(医療型) 28人	(医療型) 32人	(医療型) 36人
推計の考え方	<p>第4期計画期間中の実績を踏まえ、今後も増加するものと見込みます。</p>		
確保のための方策	<p>■本市の場合、グループホームや入所施設の空部屋を利用した「空床型」の利用が大きくなっています。定員の確保が不安定となるため、「併設型」の整備を促進していきます（福祉型）。</p> <p>■受け入れができる施設に限られるため、定員の確保が課題です。市外施設の利用も含め、提供体制の確保に努めていきます（医療型）。</p>		

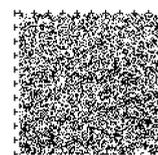


(3-2-②) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

サービス名	自立訓練（機能訓練）		
実績と現状	<p>計画期間を通して、見込みを大きく下回る状態が続いています。 各年度の実績の比較でも、減少傾向で推移しており、特に平成 29 年度(2017 年度)は、利用日数・利用人数ともに前年度の半数以下になる見込みとなっています。 ただし、利用人数が 1 桁台であるなど、数人の利用の中止が大きく影響しているものと考えられます。</p>		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	35 人日 2 人	26 人日 2 人	19 人日 1 人
推計の考え方	<p>利用者が 1 桁台と極端に少ないため、利用人数の増減が大きく影響を受ける可能性があります。市内には事業所が無いなど、大幅な利用希望者の増加は見込めないと考えられます。</p>		
確保のための方策	<p>■現在、自立訓練（機能訓練）を提供する指定事業所は、市内にありません。より身近な地域でサービスを受けることができるよう、事業所の整備促進を図っていきます。</p>		

サービス名	自立訓練（生活訓練）		
実績と現状	<p>計画期間を通して、見込みを上回る状態で推移していましたが、平成 29 年度(2017 年度)は急激に減少する見込みです。 各年度の実績の比較でも、増加傾向にあったものの、平成 29 年度(2017 年度)が前年度の 70%程度となる見込みです。</p>		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	491 人日 28 人	481 人日 27 人	471 人日 27 人
推計の考え方	<p>本サービスは、訓練を目的としているため、標準期間（24 月）が設定されています。そのため、一定期間の経過により利用者の入れ替わりが生じます。障害者数の推移等を勘案すると、微減程度で推移していくものと考えられます。</p>		
確保のための方策	<p>■計画期間中の需要を十分に満たしています。今後は、相談支援などを通じて利用促進を図っていきます。</p>		

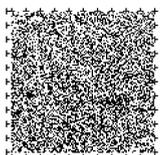
サービス名	宿泊型自立訓練		
実績と現状	<p>現在、1 事業所のみでのサービス提供です。精神科病院系の運営主体によって運営されており、入院患者の地域生活復帰のための訓練の場となっていますが、利用者は横ばいです。</p>		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	300 人日 13 人	303 人日 13 人	306 人日 13 人
推計の考え方	<p>事業所数が限られていることから、横ばいで推移するものと見込みます。</p>		
確保のための方策	<p>■短期入所、共同生活援助など、類似のサービスの整備状況や利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて整備を促進していきます。</p>		



サービス名	就労移行支援		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを大きく下回る状態で推移しています。各年度の実績の比較では、平成 28 年度(2016 年度)で一旦減少したものの、再び増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	1,962 人日 117 人	2,060 人日 125 人	2,163 人日 134 人
推計の考え方	障害者の経済的自立を支える就労、なかでも一般就労移行の根幹となる事業です。国の指針により、利用者数を平成 28 年度(2016 年度)末の利用者(90 人)から 2 割以上増加することとされています。本市では、過去の実績を考慮して 134 人を目標として利用促進を図っていきます。		
確保のための方策	■現在、市内の利用定員は 143 人となっておりますが、市外在住者の利用もある中、定員に十分な余裕がある状態ではありません。事業者への呼びかけを行うとともに、施設整備補助などを活用しながら、事業所の整備促進を図っていく必要があります。		

サービス名	就労継続支援 (A 型)		
実績と現状	計画期間を通して、見込みとほぼ同程度で推移しています。各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度からの伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	8,773 人日 448 人	9,299 人日 475 人	9,578 人日 489 人
推計の考え方	過去の実績の伸び率を見ると、平成 24 年度(2012 年度)から平成 27 年度(2015 年度)の各前年度からの伸びは非常に大きくなっていましたが、それ以降の各前年度からの伸びは鈍化傾向にあり、本サービスの利用希望者の掘り起こしは一定進んだものと考えられ、今後は微増で推移した後、一定水準のまま推移すると見込みます。		
確保のための方策	■市内事業所は比較的順調に整備が進んでおり、市内の利用定員は現在 523 人となっています。今後の事業所の開所状況を見ながら、整備促進の要否を判断する必要があります。		

サービス名	就労継続支援 (B 型)		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを大きく上回る状態で推移しています。各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度からの伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	10,290 人日 619 人	10,598 人日 632 人	10,704 人日 638 人
推計の考え方	就労移行支援を利用しても、企業等や就労継続支援 A 型の雇用につながらなかった人の受け皿となるなど、多くの方が利用しやすいサービスとなっておりますが、利用者の伸びは鈍化傾向にあります。		
確保のための方策	■現在市内の利用定員は 595 人。比較的順調に事業所数が増加していましたが、近年は落ち着いています。見込量との比較でいくと、期間中に不足が生じることとなるので、今後事業所数の動向を踏まえて対策が必要となる可能性もあります。		



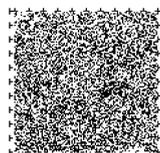
サービス名	就労定着支援		
実績と現状	平成 30 年度(2018 年度)の制度改正に伴う新たなサービスです。		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	90 人	90 人	90 人
推計の考え方	平成 29 年度(2017 年度)に就労移行支援等を利用後に一般就労へと移行した実績見込みを踏まえ、同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■指定対象となる各事業所に対する情報提供等を積極的に行い、確保に努めます。		

(3-3) 居住系サービス

サービス名	自立生活援助		
実績と現状	平成 30 年度(2018 年度)の制度改正に伴う新たなサービスです。		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	20 人	20 人	20 人
推計の考え方	平成 29 年度(2017 年度)の地域定着支援事業の実績見込み値と同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■指定対象となる各事業所に対する情報提供等を積極的に行い、確保に努めます。		

サービス名	共同生活援助（グループホーム）		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを少し下回る状態で推移しています。各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	331 人	364 人	400 人
推計の考え方	地域共生社会の推進に伴う、障害者施設からの地域移行等の受け皿として、大きな期待が寄せられています。こうした中、施設整備も着実に進んでおり、今後も利用は増加していくものと見込みます。		
確保のための方策	■グループホームの利用は、施設整備が進むことで増加する面もあるため、施設整備補助などの活用により事業所の整備を促進していきます。		

サービス名	施設入所支援		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを上回る状態で推移しています。各年度の実績の比較では、一貫して同水準となっており、国の方針を受けて、入所者数の削減に努めてきましたが、目標を達成できていません。		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	362 人	360 人	358 人
推計の考え方	国の示す方針を踏まえ、平成 28 年度(2016 年度)末の利用者(366 人)から 2%の削減を目標とします。		



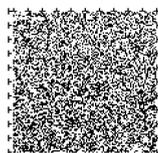
確保のための方策	<p>■地域生活への移行を進める中で、入所者数の削減を進めていく必要はありますが、真に必要としている方に、相談支援等を通じてサービスの提供につながるよう努めていきます。</p> <p>■耐震化基準など安全性に問題のある老朽施設については、入所者の安全確保のため、施設の更新を促していきます。</p>
----------	---

(3-4) 相談支援

サービス名	計画相談支援		
実績と現状	平成 27 年度(2015 年度)からの給付決定にあたっては、サービス等利用計画の策定が義務づけられました。制度施行後、利用者の伸びが大きくなっています。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	2,416 人	2,566 人	2,686 人
推計の考え方	<p>居宅・通所系のサービスの多くは、毎年更新手続きを行う必要があるため、その都度サービス等利用計画の策定が必要となってきます。</p> <p>従来は、セルフプランによる対応も多くみられましたが、相談支援専門員へ様々な支援等を通じ、計画相談支援へと切り替えていく必要があり、今後も少しずつ増加し、その後は同水準で推移するものと見込みます。</p>		
確保のための方策	<p>■現在 26 か所の事業所が市内にあります。本市のサービス受給者数を勘案するとまだ不足しているものと考えられます。そのため、社会福祉法人などに事業所の開設を勧奨するとともに、相談支援専門員を養成するための研修を紹介するなどしてサービスの確保を図っていきます。</p>		

サービス名	地域移行支援		
実績と現状	地域移行は進んでいるものと考えられますが、サービスの利用は伸びていない状況です。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	12 人	13 人	14 人
推計の考え方	<p>障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行をサポートしていくための重要なサービスです。国の指針により、平成 28 年度(2016 年度)末の施設入所者数の 9% (33 人) を地域生活へ移行とされていますので、これらの方々の利用を見込みます。</p>		
確保のための方策	<p>■施設からの退所や病院からの退院の際に、相談支援事業所につながるよう、制度や事業所の周知に努めていきます。</p>		

サービス名	地域定着支援		
実績と現状	地域での生活を行う方は増えていると考えられますが、サービスの利用は伸びていない状況です。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	15 人	17 人	19 人
推計の考え方	<p>地域生活への移行後の生活をサポートしていくための重要なサービスです。地域移行者が利用するものとして見込みます。</p>		
確保のための方策	<p>■地域移行支援と同様に取り組みます。</p>		

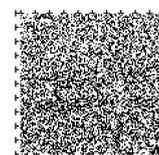


(3-5) 障害児通所支援

サービス名	児童発達支援		
実績と現状	<p>計画期間を通し、見込みを少し下回る状態で推移していましたが、平成28年度(2016年度)に急増し、見込みを上回っています。</p> <p>各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあり、特に平成28年度(2016年度)の伸びは非常に大きいものがありますが、これは、過去の請求漏れ分が計上されたものなど、単純な増加によるものではないなど、正確に要因を分析する必要があります。</p>		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	1,233人日 121人	1,357人日 135人	1,424人日 143人
推計の考え方	第4期計画期間中の実績を踏まえ、今後も増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、一定のサービスの内容・質の確保に努めていきます。		

サービス名	放課後等デイサービス		
実績と現状	<p>計画期間を通し、見込みを大きく上回る状態で推移しています。</p> <p>各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度からの伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。</p>		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	7,870人日 524人	9,523人日 598人	10,570人日 640人
推計の考え方	<p>過去の実績の伸び率を見ると、平成24年度(2012年度)から平成27年度(2015年度)の各前年度からの伸びは非常に大きくなっていましたが、それ以降の各前年度からの伸びは鈍化傾向にあり、本サービスの利用希望者の掘り起こしは一定進んだものと考えられ、今後は微増で推移した後、一定水準のまま推移すると見込みます。</p>		
確保のための方策	■現在市内35か所の事業所が存在します。事業所の指定は福岡県となっていますが、関係機関、法人等の調整を図りながら整備の促進を図っていきます。		

サービス名	保育所等訪問支援		
実績と現状	<p>計画期間を通し、見込みを大きく上回る状態で推移しています。</p> <p>各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度からの伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。</p>		
サービス見込量 (1か月当り)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	58人日 35人	60人日 39人	61人日 41人
推計の考え方	<p>平成27年度(2015年度)に急激に増加した後、微増で推移していますが、それ以降の各前年度からの伸びは鈍化傾向にあり、本サービスの利用希望者の掘り起こしは一定進んだものと考えられ、今後は微増で推移した後、一定水準のまま推移すると見込みます。</p>		
確保のための方策	■事業所の指定は福岡県となっていますが、利用者の動向を見極めた上で、関係機関、法人等の調整を図っていきます。		

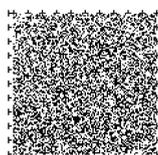


サービス名	居宅訪問型児童発達支援		
実績と現状	平成 30 年度(2018 年度)の制度改正に伴う新たなサービスです。		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	20 人日 10 人	20 人日 10 人	20 人日 10 人
推計の考え方	対象者及び指定事業所が限られることから、大幅な利用増等は見込めず、実態に準じた値で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■指定対象となる各事業所に対する情報提供等を積極的に行い、確保に努めます。		

サービス	医療型児童発達支援		
実績と現状	現時点では利用実績はありません。		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	0 人日 0 人	4 人日 1 人	8 人日 2 人
推計の考え方	事業所が県内でも 2 か所（福岡市中央区・南区）のみです。発達支援に加え、治療を必要とする児童が対象となりますので、遠方への通所は負担が大きいため、利用者の大きな増加は考えにくいと思われませんが、事業の認知が高まるにつれて、若干名の利用が生じると見込みます。		
確保のための方策	■利用希望者には、市外の施設を活用し、サービスの確保を図っていくこととなります。今後、需要が大きくなることがあれば、市内の事業所に開所を働きかけていくことも検討します。		

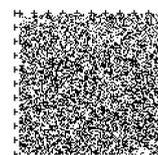
(3-6) 障害児相談支援

サービス	障害児相談支援		
実績と現状	平成 27 年度(2015 年度)からの給付決定にあたっては、サービス等利用計画の策定が義務付けられました。制度施行後、利用者の伸びが大きくなっています。		
サービス見込量 (1 か月当り)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	456 人	496 人	526 人
推計の考え方	居宅・通所系のサービスの多くは、毎年更新手続きを行う必要があるため、その都度サービス等利用計画の策定が必要となってきます。 従来は、セルフプランによる対応も多くみられましたが、相談支援専門員へ様々な支援等を通じ、計画相談支援へと切り替えていく必要があり、今後も少しずつ増加し、その後は同水準で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■計画相談支援と同様に取り組みます。		



(3-7) 医療的ケア児コーディネーター

サービス	医療的ケア児コーディネーター		
実績と現状	医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを設置し、必要な相談支援・障害福祉サービス等の調整などを実施しています。		
配置人数	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	2 人	2 人	2 人
推計の考え方	医療的ケア児の生活の難しさや家族の介護負担等を考慮すると、本事業の重要性は高い一方、コーディネーターとして幅広い知識や経験が求められ、平成 29 年度(2017 年度)に配置しているコーディネーターを軸として、今後も事業を推進していきます。		
確保のための方策	■各種研修等を通じて、コーディネーターの養成・確保に努めます。		

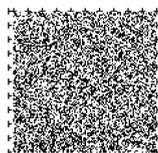


2. 地域生活支援事業

(1) サービスの概要

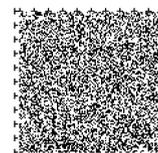
《必須事業》

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。
自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	障害者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用(登記手数料、鑑定費用など)や後見人などの報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とするものです。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能障害、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣などにより、意思疎通の円滑化を図ります。
意思疎通支援者養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう各種養成研修事業を実施します。



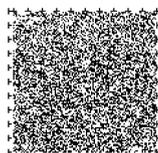
サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具や自立支援用具などの日常生活用具の給付・貸与などを行い日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具、並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストーマ（人工肛門等）装具、その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。地域活動支援センターには、Ⅰ～Ⅲ型の3類型が国の要綱で例示されています。
Ⅰ型	○専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
Ⅱ型	○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
Ⅲ型	○地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているものです。 ○自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。
障害児等療育支援事業	障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談・指導・助言等を行うことにより、障害のある子どもや障害のある人を支える事業です。
地域生活支援広域調整会議等事業	精神障害者が自立した日常生活を営むために必要な広域調整や、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制構築等を進めます。

※地域活動支援センターでは、Ⅰ～Ⅲ型すべてにおいて「基礎的事業」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供など地域の実情に応じた支援を行います。



《その他の事業（任意事業）》

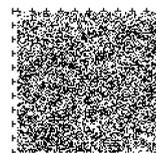
サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者の在宅生活を支援するため、移動入浴車の派遣により入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業・ 障害児タイムケア事業	<p>日中一時支援事業とは、日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。</p> <p>障害児タイムケア事業とは、障害者支援施設・中学校の特別支援教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適應する日常的訓練を行う事業です。</p>
社会参加促進事業	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催する事業です。
福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供する事業です。



(2) 第4期計画期間中の実績

第4期計画期間中の地域生活支援事業の実績は次のとおりです。

区分	サービス名	H27年度(2015年度)		H28年度(2016年度)		H29年度(2017年度)	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
必須事業	理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有
	自発的活動支援事業	無	無	有	無	有	無
	相談支援事業						
	障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	4箇所	2箇所	4箇所
	基幹相談支援センター	無	無	有	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	2人	0人	3人	1人	4人	5人
	成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	有	無
	意思疎通支援事業						
	手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	510件	480件	540件	547件	570件	520件
	重度障害者コミュニケーション支援事業	有	有	有	有	有	有
	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業	40件	30件	40件	80件	40件	30件
	意思疎通支援者養成研修事業						
	手話・要約筆記奉仕員養成研修事業	4講座 80人	3講座 31人	4講座 80人	5講座 44人	4講座 80人	3講座 31人
	盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業	12人	24人	12人	14人	12人	15人
	日常生活用具給付等事業						
	介護・訓練支援用具	32件	20件	35件	17件	38件	15件
	自立生活支援用具	82件	73件	85件	83件	88件	80件
	在宅療養等支援用具	49件	42件	52件	62件	55件	50件
	情報・意思疎通支援用具	92件	53件	95件	80件	98件	65件
	排泄管理支援用具	7,152件	5,159件	8,153件	5,169件	9,294件	5,180件
居宅生活動作補助用具	13件	5件	14件	12件	15件	10件	
移動支援事業	2,961時間 218人	3,018時間 243人	2,961時間 218人	3,074時間 263人	2,961時間 260人	2,833時間 260人	
地域活動支援センター事業							
基礎的事業	14箇所 95人	14箇所 121人	15箇所 105人	13箇所 113人	15箇所 105人	12箇所 109人	
機能強化事業Ⅰ型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
機能強化事業Ⅱ型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	
機能強化事業Ⅲ型	12(2)箇所	10(2)箇所	13(2)箇所	9(2)箇所	13(2)箇所	8(2)箇所	
障害児等療育支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
任意事業	訪問入浴サービス事業	32人	25人	37人	26人	43人	32人
	日中一時支援事業						
	日中一時支援	480人日 141人	223人日 90人	475人日 139人	159人日 64人	471人日 138人	141人日 52人
	障害児タイムケア	476人日 77人	398人日 53人	476人日 77人	335人日 49人	476人日 77人	338人日 52人
	社会参加促進事業						
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	8事業 588人	9事業 573人	9事業 662人	9事業 601人	9事業 662人	8事業 570人
福祉ホーム事業	2人	2人	2人	1人	2人	0人	



(3) 各サービスの現状と見込み

《必須事業》

(3-1) 理解促進研修・啓発事業

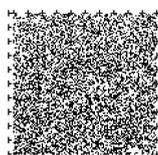
事業名	理解促進研修・啓発事業		
実績と現状	本市においては従前から実施していた「障害者問題啓発事業」を本事業と位置づけ、障害者団体等が実施する啓発活動への補助を通じて、理解促進・啓発に取り組んでいます。		
実施の有無	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	有	有	有
推計の考え方	毎年、4件程度の事業へ補助を実施しています。今後も同様に取り組んでいく予定です。事業の効果について検証が必要であると考えます。		
確保のための方策	■現在の支援の形態にとらわれず、より効果的な方法を検討していく必要があると考えられます。		

(3-2) 自発的活動支援事業

事業名	自発的活動支援事業		
実績と現状	地域生活支援事業の必須事業とされていますが、現時点では、本市では実施の実績がありません。		
実施の有無	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	無	無	有
推計の考え方	障害者福祉においても市民との協働を進めていく必要があります。市民のインフォーマルな活動への支援について、その手段を検討し、計画期間内の実施を図ります。		
確保のための方策	■市民活動を支援する他部局の所管する補助を活用した事業などについて、本事業への位置づけの可否について検討します。		

(3-3) 相談支援事業

事業名	障害者相談支援事業		
実績と現状	現在、市内4法人に基幹相談支援センター機能を委託しており、相談支援事業所と連携しながら各種相談に対応している状況です。		
実施箇所数	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	4箇所	4箇所	4箇所
推計の考え方	指定相談支援事業が増加している中で、委託相談支援事業について、各機関と調整しながらの進めていく必要があります。		
確保のための方策	■基幹相談支援センター事業を継続していきます。		



事業名	基幹相談支援センター		
実績と現状	現在、市内4法人に基幹相談支援センター機能を委託しており、相談支援事業所ほか関連機関と連携しながら各種相談に対応している状況です。		
実施の有無	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	有	有	有
推計の考え方	基幹相談支援センター事業を継続していきます。		
確保のための方策	■基幹相談支援センター事業を継続していきます。		

事業名	市町村相談支援機能強化事業		
実績と現状	委託相談支援事業について、専門的な相談支援を必要とする困難ケース等への対応のため、専門職の配置を行っています。		
実施の有無	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	有	有	有
推計の考え方	委託相談支援事業所の今後の役割を考慮すると、困難ケース等への対応能力の確保は不可欠であると考えられます。引き続き現体制を維持します。		
確保のための方策	■相談支援事業の委託の仕様として、今後も継続していきます。		

事業名	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		
実績と現状	相談支援事業の委託にあわせて実施しています。		
実施の有無	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	有	有	有
推計の考え方	障害者の地域移行を進める上で、居住の場の確保は重大な課題となります。相談件数は、年度間に増減があるものの、需要は高いと考えます。		
確保のための方策	■障害福祉サービスの地域相談支援と重なる部分もありますが、当面は現在の体制を維持していきます。		

(3-4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	成年後見制度利用支援事業		
実績と現状	平成28年度(2016年度)から利用対象の拡大等を行い、利用が増えている状況です。		
利用者数	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	6人	7人	8人
推計の考え方	今後、毎年1件程度の利用者増加を見込みます。		
確保のための方策	■相談支援等を通じて、必要としている人へサービスの提供を行っていきます。		



(3-5) 成年後見制度法人後見支援事業

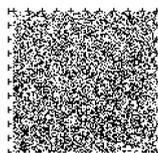
事業名	成年後見制度法人後見支援事業		
実績と現状	地域生活支援事業の必須事業と位置づけられていますが、現在のところ、本市では実施実績がありません。		
実施の有無	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	無	無	有
推計の考え方	知的障害者・精神障害者が安心して自立した生活を送るために、法人後見等の権利擁護の体制を整えていく必要があります。		
確保のための方策	■事業の性質として高齢者を対象とする事業と重なる部分が大いと考えられます。高齢者福祉を所管する部局が実施する事業への参加等、効果的・効率的な方法を検討し、計画期間中の実施を目指します。		

(3-6) 意思疎通支援事業

事業名	手話通訳者設置事業		
実績と現状	市の障害者福祉課窓口到手話通訳者2名を設置し、市の窓口での各種手続きにおける意思疎通を支援します。		
設置者数	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	2人	2人	2人
推計の考え方	今後も同様の体制を維持していきます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制を維持していきます。		

事業名	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		
実績と現状	病院や他の官公庁などでの手続きの意思疎通を支援するため、依頼に基づき、手話通訳者を派遣しています。また、講演会などに手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	550 件	570 件	590 件
推計の考え方	年度間での多少の増減はあるものの、増加傾向にあり、障害者差別解消法の施行に伴い、今後も、講演会等での需要が増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■手話通訳者、要約筆記者が不足している現状を踏まえ、手話通訳者、要約筆記者養成講座を継続して開催するなど、関係団体と協議を行いながら人材確保及び育成等に努めます。		

事業名	重度障害者コミュニケーション支援事業		
実績と現状	言語機能障害等により意思疎通に困難がある重度障害者について、入院時における意思疎通を支援するため、コミュニケーション支援員を派遣するものです。毎年数件の利用がされています。		
実施の有無	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	有	有	有



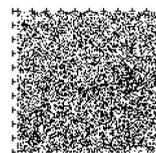
推計の考え方	件数は多くありませんが、毎年利用実績があがっており、一定の需要があります。今後も継続して実施する予定です。
確保のための方策	■ヘルパー事業所等へ制度の周知を図り、コミュニケーション支援員の確保を図ります。

事業名	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業		
実績と現状	従来、福岡県の事業として実施していたものですが、市町村の必須事業とされたことに伴い、平成 26 年度(2014 年度)から、本市域内の利用者への支援を実施しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	30 件	30 件	30 件
推計の考え方	現在、利用の登録がなされているのは 3 名です。事業の内容から極端な増減は考えにくく、過去の実績を踏まえ必要量を見込みます。		
確保のための方策	■盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業への参加を勧奨するなど、通訳介助員の確保を図っていきます。		

(3-7) 意思疎通支援者養成研修事業

事業名	手話・要約筆記奉仕員養成研修事業		
実績と現状	開催講座数、参加者ともに目標に達していません。手話通訳者は不足していると考えられることから、より一層の利用促進を図る必要があります。		
講座数及び 講習修了者数	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	3 講座 40 人	3 講座 40 人	3 講座 40 人
推計の考え方	開催回数および参加者は過去の実績を踏まえて目標を設定します。		
確保のための方策	■広報紙などを活用して、講座開催の周知を行うとともに、利用しやすい開催日時・開催会場を選定し、参加者の増加を図ります。		

事業名	盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業		
実績と現状	従来、福岡県の事業として実施していたものですが、市町村の必須事業とされたことに伴い、平成 26 年度(2014 年度)から、本市域内の利用者への支援を実施しています。		
講習修了者数	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	20 人	20 人	20 人
推計の考え方	県の介助員登録者のうち約 8 割が本市でも登録されています。県の実施する養成講座の終了者の 8 割が本市でも登録するものとして見込みます。		
確保のための方策	■専門性の高い研修となるため、本市単独で実施することは非効率と考えられます。県の実施する講座への参加を通じて、通訳・介助員の養成体制確保を図ります。		



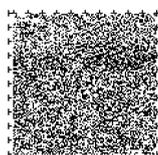
(3-8) 日常生活用具給付等事業

事業名	介護・訓練支援用具		
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	18件	18件	18件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	自立生活支援用具		
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	80件	80件	80件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	在宅療養等支援用具		
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	55件	55件	55件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	情報・意思疎通支援用具		
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	70件	70件	70件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		



事業名	排泄管理支援用具		
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	5,200 件	5,200 件	5,200 件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

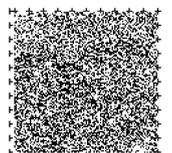
事業名	居宅生活動作補助用具		
実績と現状	第 4 期計画期間中は、年度により増減はあるものの、ほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	10 件	10 件	10 件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

(3-9) 移動支援事業

事業名	移動支援事業		
実績と現状	第 4 期計画期間中は、年度により増減はあるものの、ほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (年間総数)	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	3,180 時間	3,240 時間	3,300 時間
	265 人	270 人	275 人
推計の考え方	実績として微減となっていますが、制度移行後まだ期間が短いため、この後の推移が不明です。そのため、現在の状態が続くものと見込みます。		
確保のための方策	■利用者の動向を見極めて対応します。		

(3-10) 地域活動支援センター事業

事業名	地域活動支援センター事業 基礎的事業		
実績と現状	現在、I 型が 2 か所、Ⅲ型が 8 か所、その他市外に 2 事業所があります。それぞれ運営費の中で大きく占めるのが、基礎的事業費になります。		
実施箇所数 及び利用者数	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	12 箇所	12 箇所	12 箇所
	110 人	110 人	110 人

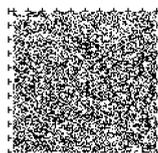


推計の考え方	大きな動きはなく、ほぼ横ばいで推移していくものと見込みます。
確保のための方策	■関係団体等の動向を見極めながら、対応していきます。

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 I 型		
実績と現状	「のぞえの杜」、「ピアくるめ」に委託して実施中です。		
実施箇所数	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	2箇所	2箇所	2箇所
推計の考え方	今後も同様の体制を維持します。		
確保のための方策	■今後も委託継続していきます。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 II 型		
実績と現状	市内に事業所はありません。		
実施箇所数	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	〇箇所	〇箇所	〇箇所
推計の考え方	日中活動系事業所の増加により、本市での必要性は低くなっています。		
確保のための方策	■上記理由により本市での実施は予定していません。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 III 型		
実績と現状	第 4 期計画期間中には共同作業所からⅢ型事業所への移行がありました が、Ⅲ型事業所から障害福祉サービス事業所への移行などもあり、利用は ほぼ横ばいです。		
実施箇所数 ※市外の事業所（うきは市、小郡市）を含む。	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	8 (2) 箇所	8 (2) 箇所	8 (2) 箇所
推計の考え方	現在、市内のⅢ型事業所は、8 か所です。なお、大きな動きはなく、ほ ぼ横ばいで推移していくものと見込みます。		
確保のための方策	■日中活動系の事業所の増加を踏まえ、補助の必要性を判断する必要があ ります。		



(3-11) 障害児等療育支援事業

事業名	障害児等療育支援事業		
実績と現状	現状では実施箇所は1箇所のみです。		
実施箇所数	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	1箇所	1箇所	1箇所
推計の考え方	事業所数・利用者数ともに大幅に増える見込みはないと見込みます。		
確保のための方策	■利用ニーズを見極めながら、関係機関、法人等の調整を図り、対応していきます。		

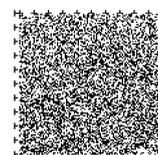
(3-12) 広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）

事業名	地域生活支援広域調整会議等事業		
実績と現状	「精神保健福祉関係機関連絡会議」における精神障害者の地域移行支援の充実に向けた取り組みや、「障害者地域生活支援協議会」における障害者等への支援体制の整備等についての協議を行ってきました。今後も、国の動向や地域ニーズを踏まえながら、取り組んでいく必要があります。		
開催回数	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	1回	1回	1回
推計の考え方	これまでの実績等を踏まえ、今後も同程度の開催を見込みます。		
確保のための方策	■両会議及び関係機関や関係部局との連携を強化し、確実な実施に努めます。		

《その他の事業（任意事業）》

(3-13) 訪問入浴サービス事業

事業名	訪問入浴サービス事業		
実績と現状	増加傾向にはありますが、見込みを下回る状態で推移しています。		
サービス見込量	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	35人	38人	41人
推計の考え方	移動入浴車両の派遣により、在宅の重度身体障害者の入浴を支援します。これまでの実績から、毎年3人の増加を見込みます。		
確保のための方策	■サービスを提供できる事業者が限られているため、介護保険事業所等に制度の周知と事業内容の説明を行い、サービスの確保に努めます。		



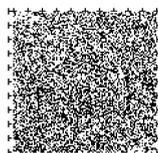
(3-14) 日中一時支援事業

事業名	日中一時支援型		
実績と現状	類似サービスの「放課後等デイサービス」の浸透が進み、そちらへ利用者が流れている関係で、微減傾向が続いています。		
サービス見込量	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	150人日 50人	144人日 48人	138人日 46人
推計の考え方	今後、放課後等デイサービス事業は伸びていくことが見込まれ、それに伴い本事業の微減傾向が引き続き続いていくものと見込みます。		
確保のための方策	■利用者の動向を見極めて対応します。		

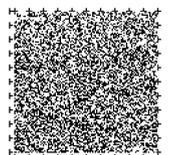
事業名	障害児タイムケア型		
実績と現状	障害児の学童保育です。特別支援学校や市立中学校の空き教室で実施しています。基本的に定員一杯で推移していますが、実施箇所について近年は増減がなく、一定の水準で推移しています。		
サービス見込量	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	385人日 55人	385人日 55人	385人日 55人
推計の考え方	今後、事業所数の大幅な増加は見込まれないため、人員・利用量ともに大きな変動はないものと考えます。		
確保のための方策	■類似サービスの放課後等デイサービスでの対応が可能となるため、同サービスと合わせて提供体制を整えていきます。		

(3-15) 社会参加促進事業

事業名	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		
実績と現状	利用者数が伸び悩んでいます。新規の参加者の獲得が課題と考えられます。		
事業数及び参加者	H30年度(2018年度)	H31年度(2019年度)	H32年度(2020年度)
	8事業 600人	8事業 600人	8事業 600人
推計の考え方	スポーツ大会については、開催回数の増加について検討していきます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者ふれあいスポーツ大会については、多くの方の参加を促すため、種目や開催方法について検討する必要があります。 ■一般市民対象のスポーツ・レクリエーション教室への障害者の参加のために、啓発活動を進めます。 		



事業名	福祉ホーム事業		
実績と現状	平成 26 年度(2014 年度)に新規の利用者が追加され 2 名となりましたが、施設自体が少ないため、大きな利用の増加はありません。		
利用者数	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	1 人	1 人	1 人
推計の考え方	旧体系のサービスであった福祉ホームについては、新規に整備されることはほとんどなく、現在は、同様のサービスであるグループホームの利用が主流となっています。今後も同様の傾向が続くものと考えられるため、現状のままと見込みます。		
確保のための方策	■市内には事業所がないため、利用を希望される方には市外の事業所を活用し、サービスの提供を確保していきます。		

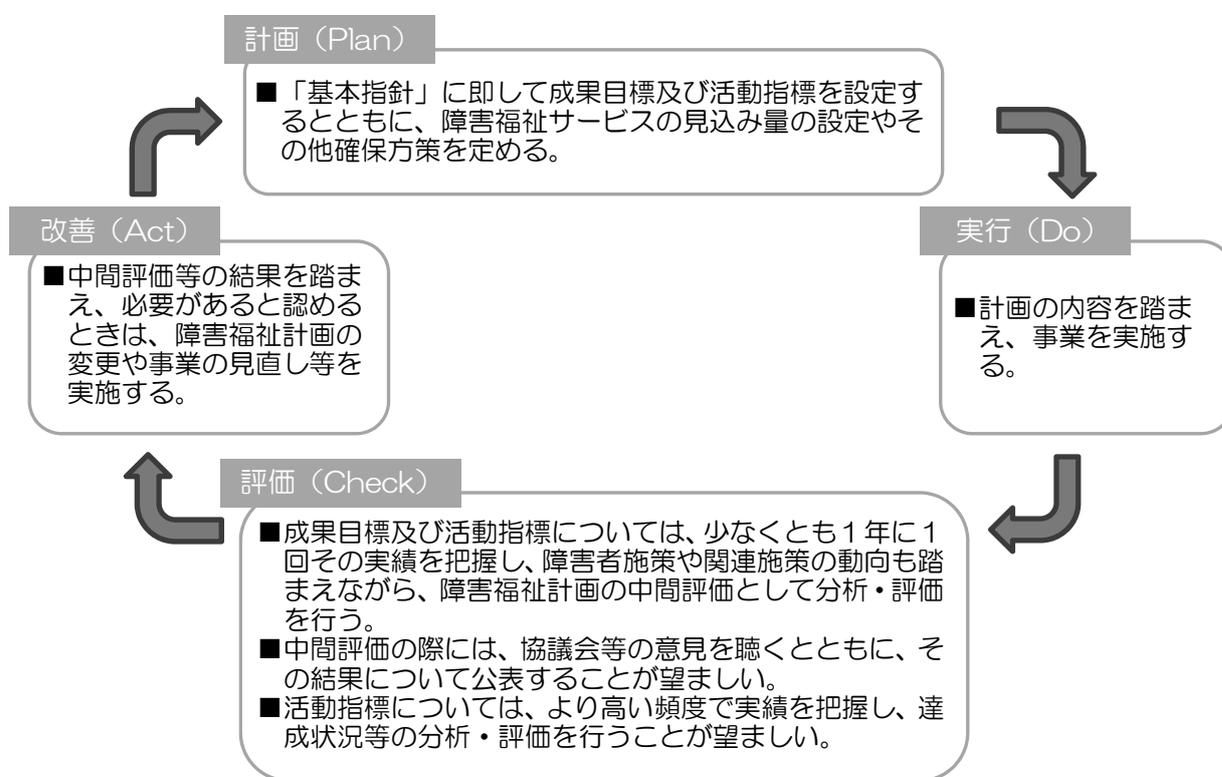


第3部 計画の進行管理

1. PDCAサイクルの導入

障害者総合支援法においては、市町村は計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとされています。そのため、基本指針においては、少なくとも1年に1回は、成果目標に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等の措置を講じる（PDCAサイクルの導入）とされています。また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましいとされています。

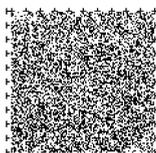
〈PDCAサイクルのプロセスのイメージ〉



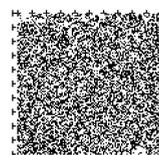
2. 本市における進行管理

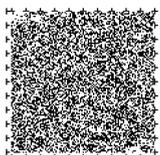
本市における計画の成果目標及び活動指標の年度ごとの進行管理は、「久留米市障害者計画」と同様に、前年度の事業の進捗について障害者福祉課による自己評価を行い、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、同協議会において、進捗状況についての評価・意見を審議します。この評価・意見については、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。また、国の制度改正や社会状況の変化なども注視しながら、必要に応じ計画見直しの検討も行います。

なお、本計画の実施に係る財源については、予算的に担保されたものではありません。今後の市の財政状況による制約により、変更を行うこともあります。



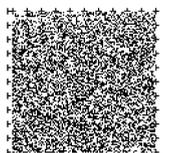
第5期久留米市障害福祉計画
第1期久留米市障害児福祉計画
【資料編】

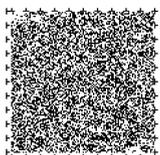




目 次

1. 人口	1
(1) 市内総人口の推移	1
(2) 将来人口について	2
(3) 地区別人口	2
2. 障害者の状況	3
(1) 3障害の状況	3
(2) 身体障害者の状況	4
(3) 知的障害者の状況	6
(4) 精神障害者の状況	7
(5) 発達障害の状況	9
(6) 難病患者の状況	10
3. 指定障害者福祉サービス事業所の状況	11
(1) 訪問系サービス事業所について	11
(2) 日中活動系サービス事業所について	12
(3) 居住系サービス事業所について	13
(4) 相談支援事業所について	13
(5) 障害児通所支援事業所について	14
(6) 児童相談支援事業所について	15
4. 第5期計画における見込み量一覧	16
(1) 障害福祉サービス・相談支援	16
(2) 障害児福祉サービス・障害児相談支援等	19
(3) 地域生活支援事業	20
5. 用語解説	22





1. 人口

(1) 市内総人口の推移

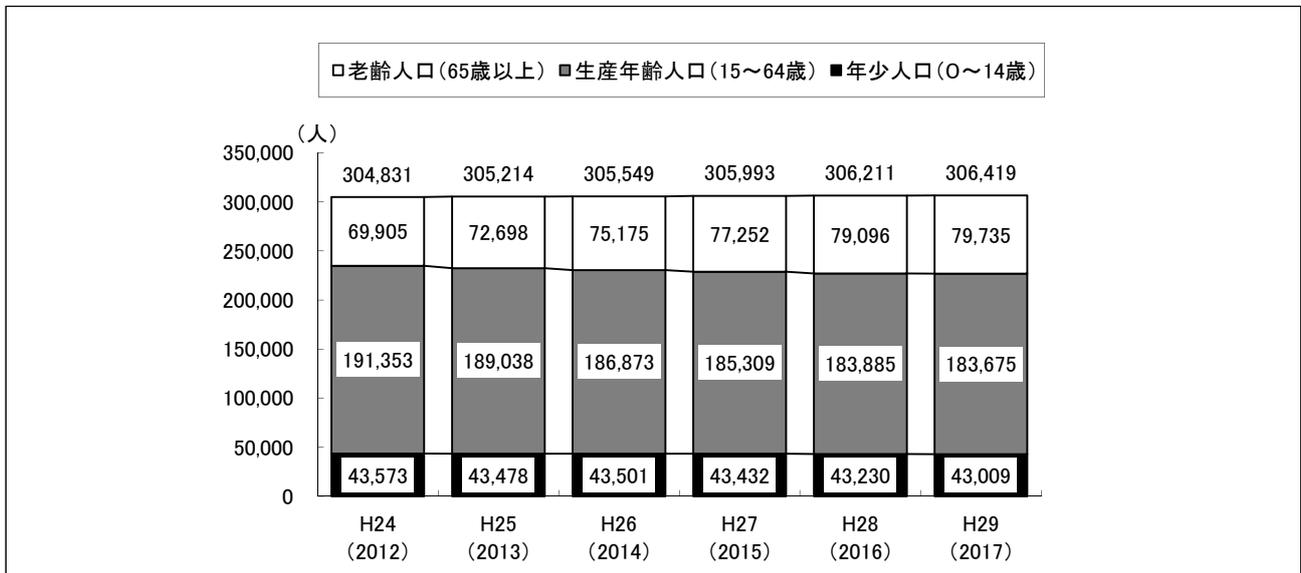
市内の総人口は、平成 24 年度(2012 年度)から一貫して増加しており、平成 29 年(2017 年) 10 月現在で 306,419 人となっています(住民基本台帳改正法により、平成 24 年度(2012 年度)分から外国人住民を含んだ数となっています。)

3 区分別にみると、年少人口、生産年齢人口が減少する中で、高齢人口は増加しており、平成 29 年度(2017 年度)で高齢化率は 26.0%に達しています。

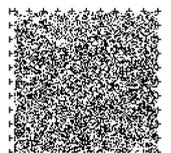
【市内総人口(3 区分別)】

(単位:人)

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
年少人口(0~14歳)	43,573	43,478	43,501	43,432	43,230	43,009
生産年齢人口(15~64歳)	191,353	189,038	186,873	185,309	183,885	183,675
高齢人口(65歳以上)	69,905	72,698	75,175	77,252	79,096	79,735
合計	304,831	305,214	305,549	305,993	306,211	306,419



資料:住民基本台帳 平成 24 年度(2012 年度)~28 年度(2016 年度) 各年度末現在
平成 29 年度(2017 年度) 10 月 1 日現在



(2) 将来人口について

平成 27 年（2015 年）に策定された「久留米市人口ビジョン」によると、久留米市の総人口（国勢調査人口）は、長年人口増加傾向が続いてきましたが、平成 17 年（2005 年）の 30 万 6,434 人をピークに人口が減少しています。

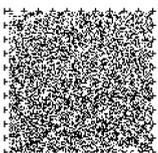
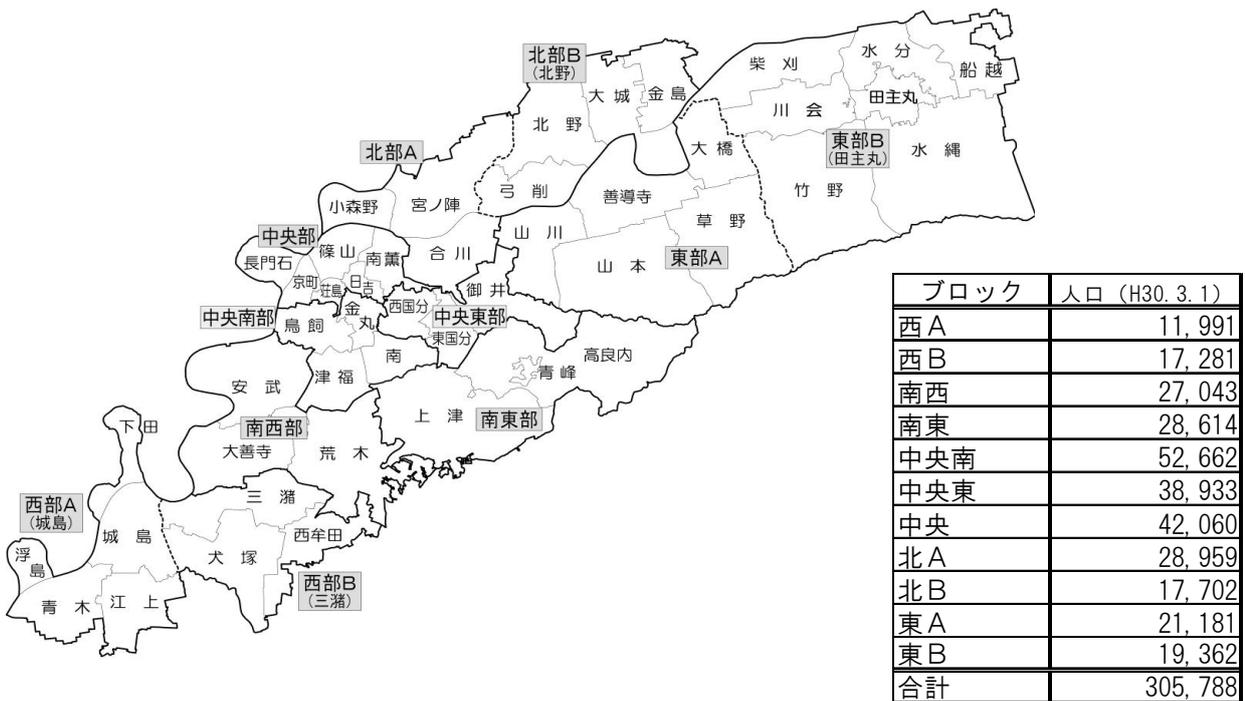
また、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 7 年（1995 年）をピークに減少する一方、老年人口（65 歳以上）は一貫して増加し、平成 12 年（2000 年）には老年人口が年少人口（0～14 歳）を上回るなど、少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少が顕在化しています。

障害サービスの需要判断の基礎となる人口の推移については、こうした傾向を踏まえ、注意深く見守っていく必要があります。

(3) 地区別人口

平成 30 年（2018 年）3 月 1 日現在の本市の地区別人口は、以下のとおりとなっています。

障害福祉サービスの事業所、特に通所を伴う事業所は、利用者にとって居住地の近くにあることが望ましいと考えられます。整備にあたっては、地域間のバランスと需要の一因となる地区別の人口を考慮する必要があります。



2. 障害者の状況

(1) 3障害の状況

手帳所持者数は3障害合計（重複含む）で、平成28年度（2016年度）末現在17,368人となっています（身体障害者手帳：12,472人、療育手帳：2,335人、精神障害者保健福祉手帳：2,561人）。

第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））からの推移をみると、全体で17人減っていますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の伸びが大きく、いずれも1.2倍に増加しています。

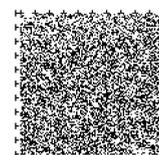
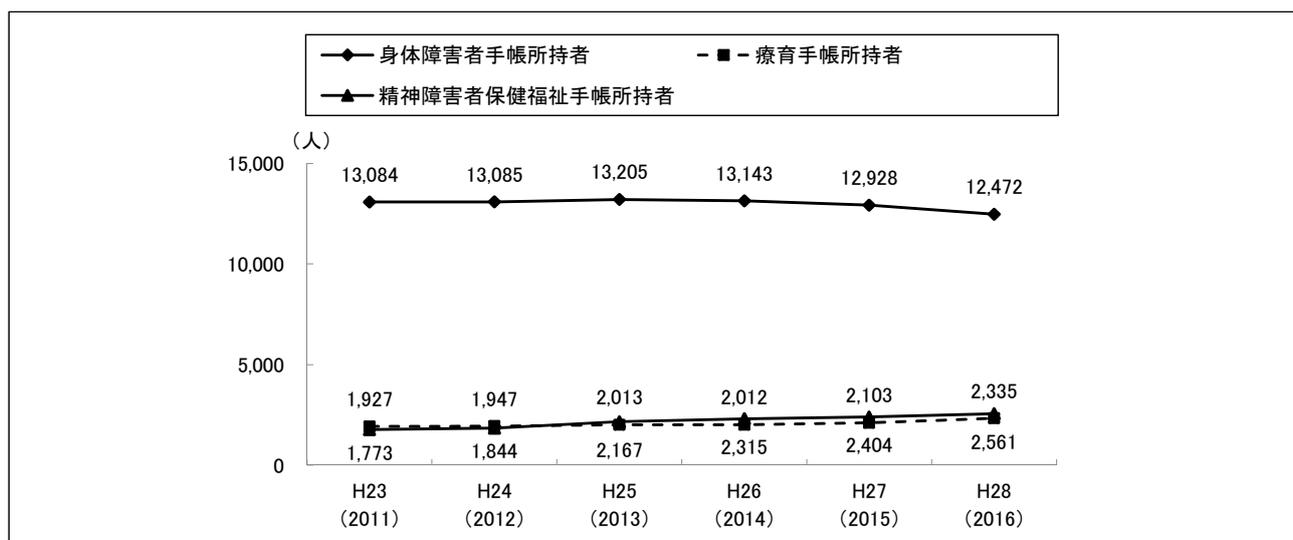
【障害者手帳所持者数の推移（3障害（全体））】

（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
身体障害者手帳所持者	13,084	13,085	13,205	13,143	12,928	12,472	-733	0.9倍
療育手帳所持者	1,927	1,947	2,013	2,012	2,103	2,335	322	1.2倍
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,773	1,844	2,167	2,315	2,404	2,561	394	1.2倍
合計	16,784	16,876	17,385	17,470	17,435	17,368	-17	1.0倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）

※合計は各手帳所持者数の計（重複含む）



(2) 身体障害者の状況

① 等級別の状況

身体障害者手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、平成 28 年度（2016 年度）末現在では 1 級が 4,027 人（全体の 32.3%）と最も多く、次いで 4 級が 2,935 人（同 23.5%）、2 級が 1,941 人（同 15.6%）となっています。また、1・2 級の重度者があわせて 5,968 人（同 47.9%）と半数弱を占めています。

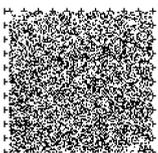
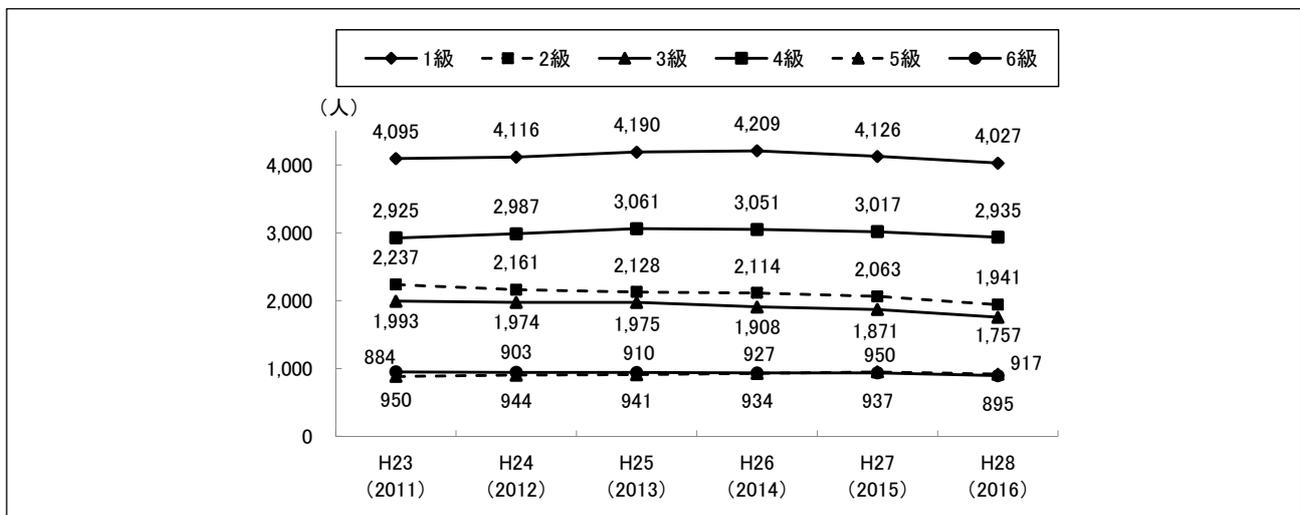
第 2 期計画策定時（平成 25 年度（2013 年度））と比較すると、5 級（1.3 倍）を除く等級では、すべて手帳所持者数が減少しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）】

（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
1級	4,095	4,116	4,190	4,209	4,126	4,027	-163	1.0倍
2級	2,237	2,161	2,128	2,114	2,063	1,941	-187	0.9倍
3級	1,993	1,974	1,975	1,908	1,871	1,757	-218	0.9倍
4級	2,925	2,987	3,061	3,051	3,017	2,935	-126	1.0倍
5級	884	903	910	927	950	917	7	1.0倍
6級	950	944	941	934	937	895	-46	1.0倍
合 計	13,084	13,085	13,205	13,143	12,964	12,472	-733	0.9倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



②部位別の状況

身体障害者手帳所持者の状況を部位別にみると、平成28年度（2016年度）末現在で視覚障害者835人（全体の6.7%）、言語・聴覚障害が1,372人（同11.0%）、肢体不自由6,715人（同53.8%）、内部障害3,550人（同28.5%）となっており、肢体不自由が過半数を占めています。

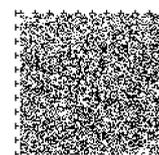
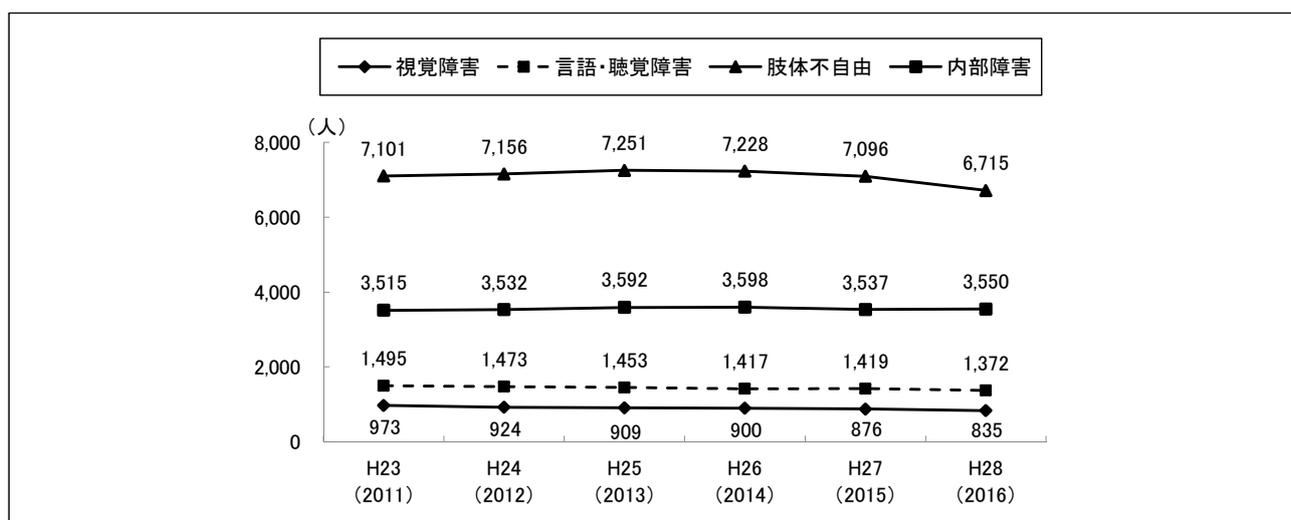
第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））と比較すると、すべての障害において手帳所持者数が減少しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（部位〔大分類〕別）】

（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
視覚障害	973	924	909	900	876	835	-74	0.9倍
言語・聴覚障害	1,495	1,473	1,453	1,417	1,419	1,372	-81	0.9倍
肢体不自由	7,101	7,156	7,251	7,228	7,096	6,715	-536	0.9倍
内部障害	3,515	3,532	3,592	3,598	3,537	3,550	-42	1.0倍
合計	13,084	13,085	13,205	13,143	12,928	12,472	-733	0.9倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者の状況を手帳判定別にみると、平成28年度（2016年度）末現在ではAが1,214人（全体の52.0%）、Bが1,121人（同48.0%）となっています。

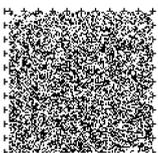
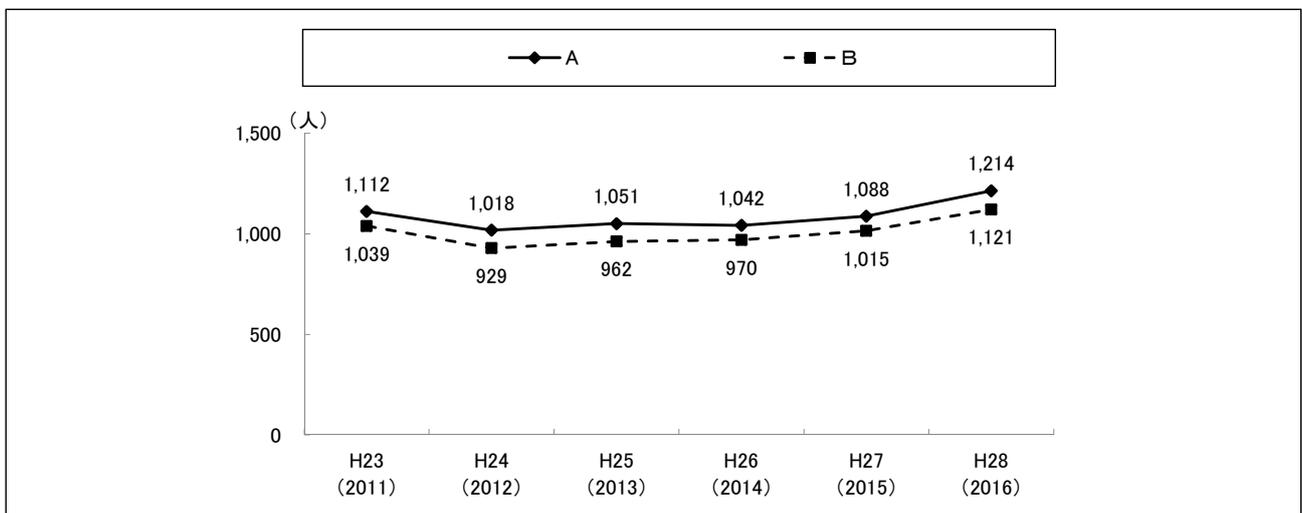
第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））以降の推移をみると、A、Bともに増加しており、いずれも平成25年度から1.2倍に増加しています。

【療育手帳所持者数の推移（判定別）】

（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
A	1,112	1,018	1,051	1,042	1,088	1,214	163	1.2倍
B	1,039	929	962	970	1,015	1,121	159	1.2倍
合計	2,151	1,947	2,013	2,012	2,103	2,335	322	1.2倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、平成28年度(2016年度)末現在では2級が1,762人と全体の68.8%を占めて最も多くなっています。

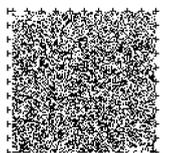
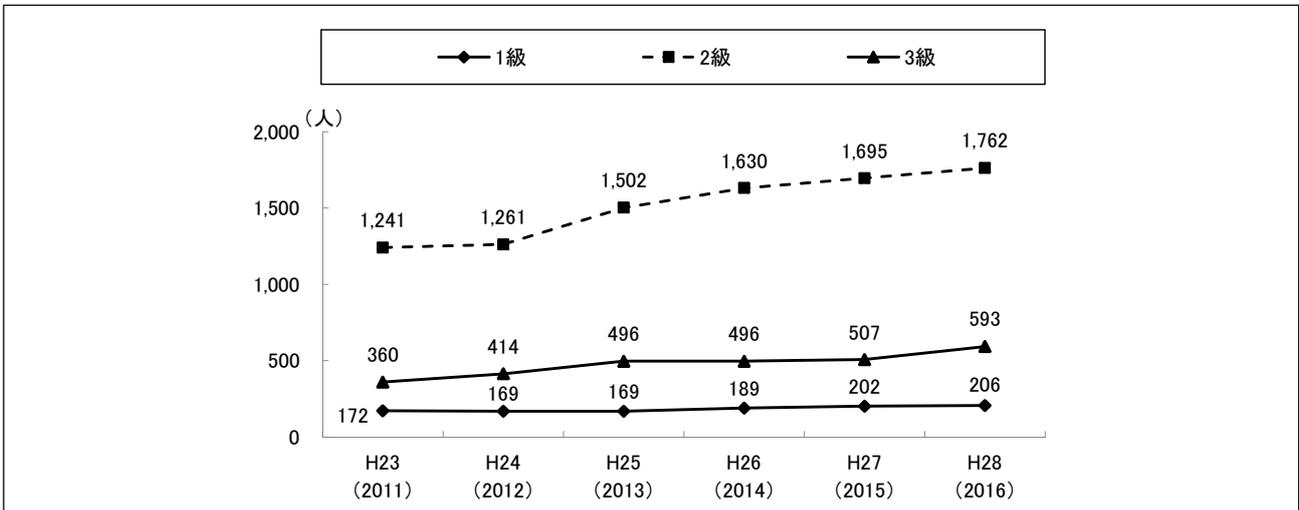
第2期計画策定時(平成25年度(2013年度))以降の推移をみると、1～3級いずれも増加傾向にあり、すべての等級において1.2倍の伸びとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)】

(単位:人)

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
1級	172	169	169	189	202	206	37	1.2倍
2級	1,241	1,261	1,502	1,630	1,695	1,762	260	1.2倍
3級	360	414	496	496	507	593	97	1.2倍
合計	1,773	1,844	2,167	2,315	2,404	2,561	394	1.2倍

資料:障害者福祉課(各年度末現在)



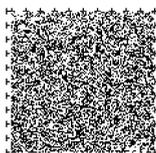
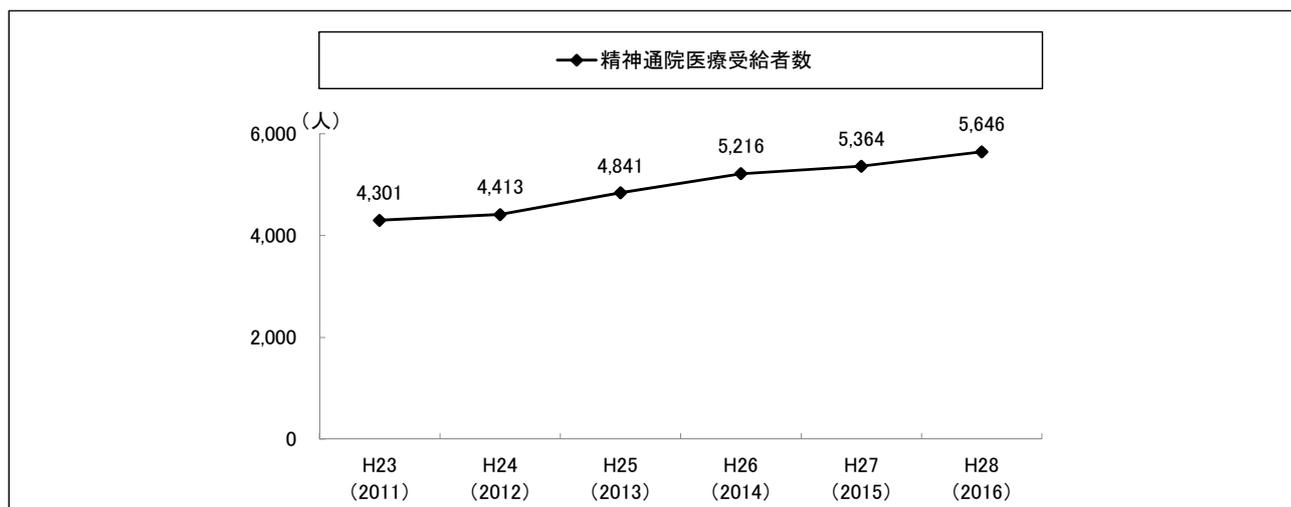
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成 28 年度（2016 年度）末現在で 5,646 人となっており、第 2 期計画策定時（平成 25 年度（2013 年度））から 805 人増加し、1.2 倍の増加となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

(単位:人)

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
精神通院医療受給者数	4,301	4,413	4,841	5,216	5,364	5,646	805	1.2倍

資料: 障害者福祉課 (各年度末現在)



(5) 発達障害の状況

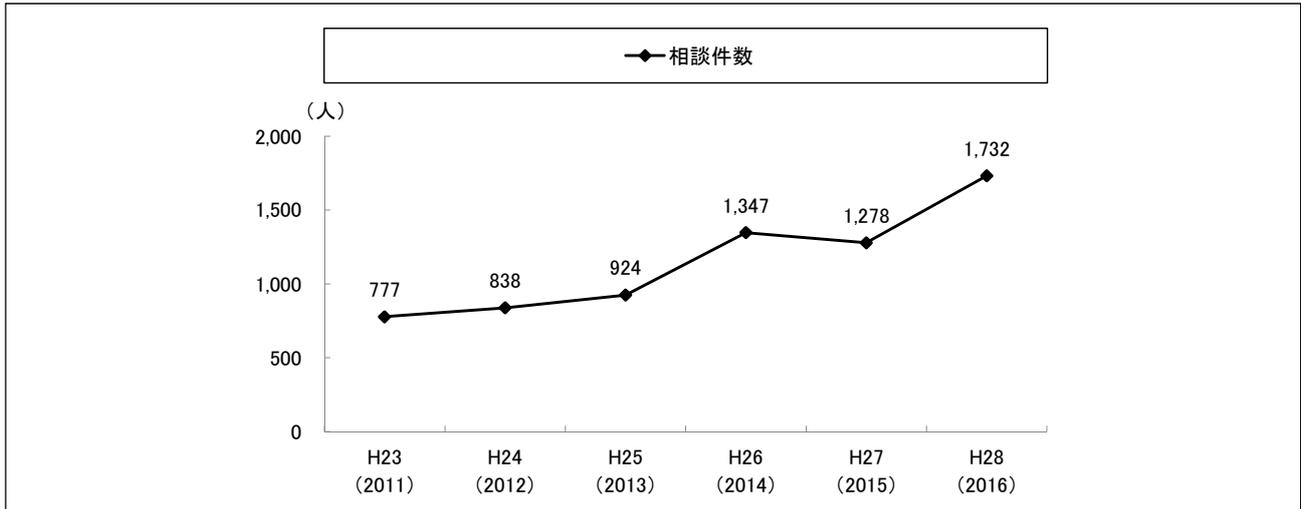
幼児教育研究所の相談件数も近年一貫して増加しており、平成28年度（2016年度）末現在で1,732件となっています。

【幼児教育研究所 相談件数の推移】

(単位:人)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
相談件数	777	838	924	1,347	1,278	1,732

資料: 幼児教育研究所 (各年度末現在)

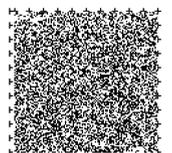
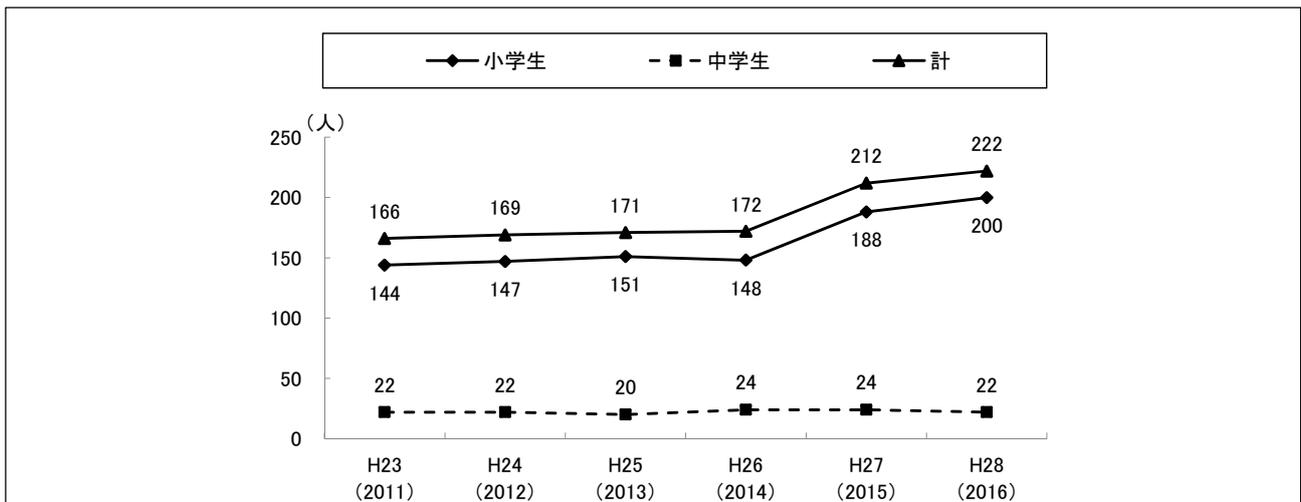


【通級指導教室 利用人数の推移】

(単位:人)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
小学生	144	147	151	148	188	200
中学生	22	22	20	24	24	22
計	166	169	171	172	212	222

資料: 学校教育課 (各年度末現在)



(6) 難病患者の状況

特定疾患医療受給者証所持者数も近年増加傾向にあり、平成28年度(2016年度)末現在で2,361人となっています。

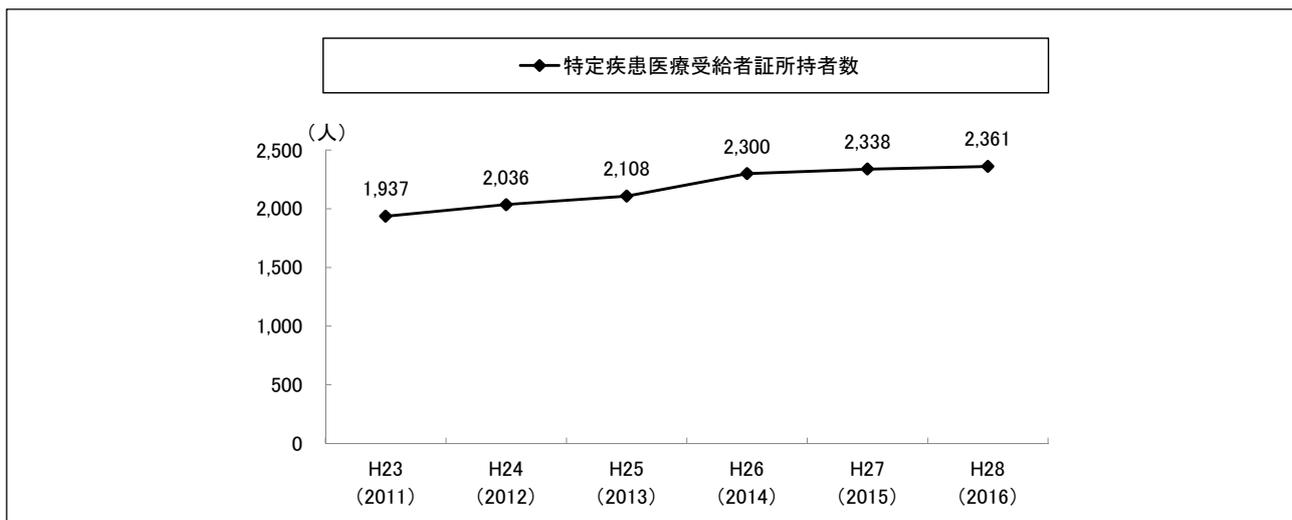
平成28年度(2016年度)末現在の疾病群別内訳をみると、消化器系疾患(606人)や神経・筋疾患(601人)をはじめ、多岐にわたっています。疾病別にみると、潰瘍性大腸炎(404人)やパーキンソン病関連疾患(280人)などが多くなっています。

【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】

(単位:人)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
特定疾患医療受給者証所持者数	1,937	2,036	2,108	2,300	2,338	2,361

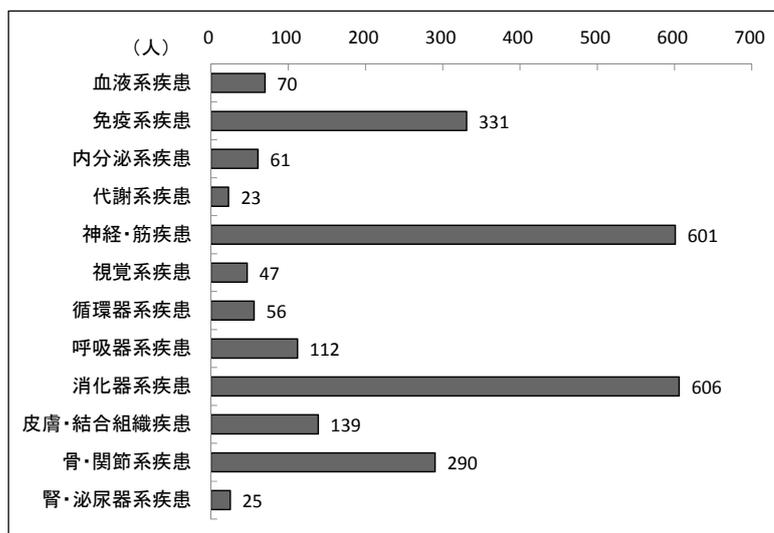
資料:健康推進課(各年度末現在)



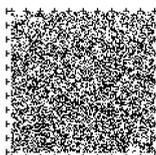
【特定疾患医療受給者証所持者の内訳(平成28年度(2016年度))】

疾患群	人数(人)	構成比
血液系疾患	70	3.0%
免疫系疾患	331	14.0%
内分泌系疾患	61	2.6%
代謝系疾患	23	1.0%
神経・筋疾患	601	25.5%
視覚系疾患	47	2.0%
循環器系疾患	56	2.4%
呼吸器系疾患	112	4.7%
消化器系疾患	606	25.7%
皮膚・結合組織疾患	139	5.9%
骨・関節系疾患	290	12.3%
腎・泌尿器系疾患	25	1.1%
合計	2,361	1

資料:健康推進課(各年度末現在)



疾病名	疾患群	人数(人)
潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	404
パーキンソン病関連疾患	神経・筋疾患	280
後縦靭帯骨化症	骨・関節系疾患	198
全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	130
クローン病	消化器系疾患	130



3. 指定障害者福祉サービス事業所の状況

障害福祉サービスの提供体制の基盤となる、市内の指定障害者福祉サービス事業所の状況は、以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス事業所について

久留米市の居宅介護事業所は、ここ数年増加傾向にあります。居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害者の自宅での日常生活を援助するものとして、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の根幹となるサービスです。第4期計画期間中には利用者数は一貫して増加しており、今後の障害者数の推移を踏まえると、第5期計画の期間中も、利用者は増加していくものと予測されます。

重度訪問介護も、近年事業所数は増加傾向にあります。利用者数の実績はほぼ一定である一方、利用時間数は一貫して増加しています。利用者が30人程度と少ないため、利用人数の増減が大きく影響を受ける可能性があります。第4期計画期間中の傾向や、利用要件が拡大（平成30年度(2018年度)から入院時の病室での利用可能）されたことも踏まえて、今後も増加が見込まれます。

一方、同行援護では、利用者数は一貫して増加しているものの、視覚障害者数の推移を踏まえると、今後は比較的落ち着いた伸びになるものと考えられます。

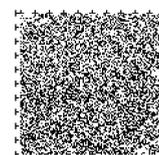
また、行動援護については、対応できる事業所が限られている（現在、市内に3事業所のみ）ため、その利用枠で利用量が頭打ちになっている可能性も考えられ、今後事業所の確保が必要です。

【訪問系サービス事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
居宅介護	50	55	60	20.0%
重度訪問介護	41	48	50	22.0%
同行援護	31	30	33	6.0%
行動援護	3	3	3	0.0%
重度障害者等包括支援	0	0	0	0.0%

【訪問系サービス事業所の地区別事業所数】

種別	事業所数	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
居宅介護	60	0	3	6	5	14	9	13	6	1	1	2
重度訪問介護	50	0	2	5	2	12	8	12	5	1	1	2
同行援護	33	0	2	2	2	10	6	6	3	1	1	0
行動援護	3	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(2) 日中活動系サービス事業所について

久留米市の日中活動系サービス事業所は、療養介護、自立訓練（機能訓練）を除き増加傾向にあり、特に短期入所、就労継続支援（A型）については、伸びが大きくなっています。事業所の所在をみると、生活介護では、市の中央部など地域によっては整備が進んでいない状況にあります。また療養介護は「ゆかり医療療育センター」のみの実施であり、短期入所については、本市の場合グループホームや入所施設の空部屋を利用した「空床型」の利用が大きくなっているなど、今後の提供体制の確保が課題となっています。

一方で、就労継続支援（A型、B型）などでは比較的順調に事業所数が増加していますが、利用者数も増加している状況にあり、今後も事業所の動向を踏まえながら、対策を検討していく必要があります。

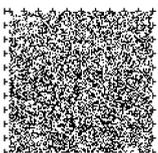
通所を伴う日中活動系サービス事業所については、居住地の近くでサービスを受けることができる環境が重要です。よって、地区ごとの人口等を勘案しながら、バランスの取れた整備を促進していくことが必要となります。

【日中活動系サービス事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
生活介護	23	22	25	9.0%
療養介護	1	1	1	0.0%
短期入所	19	19	25	32.0%
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0.0%
自立訓練（生活訓練）	6	5	7	17.0%
就労移行支援	10	11	11	10.0%
就労継続支援（A型）	21	24	27	29.0%
就労継続支援（B型）	28	29	30	7.0%

【日中活動系サービス事業所の地区別定員数】

種別	定員(人)	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
生活介護	906	50	81	82	106	5	10	47	30	160	135	200
療養介護	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150
短期入所	39	1	5	0	6	0	0	0	0	8	7	12
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	82	0	0	0	6	0	26	44	0	0	6	0
就労移行支援	152	0	0	0	10	0	40	66	24	6	6	0
就労継続支援（A型）	485	40	20	80	75	30	40	150	40	10	0	0
就労継続支援（B型）	601	10	20	25	10	38	70	180	60	60	48	80



(3) 居住系サービス事業所について

共同生活援助事業所は、施設整備が確実に進んでおり、今後も利用は増加していくものと見込まれます。

施設入所については、国の地域移行に関する方針に基づき整備が制限されているため事業所数について増減はありませんが、入所者数の削減については目標を達成できませんでした。

今後、障害者の地域生活への移行や、親の高齢化に伴いグループホームの需要は一層高まることが予想されます、利用者の選択肢を広げるためにも、既存の事業所に加え、多様な形態のグループホームが整備される必要があります。

【居住系サービス事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
共同生活援助	40	46	50	25.0%
施設入所	12	12	12	0.0%

【居住系サービス事業所の地区別定員数】

種別	定員(人)	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
共同生活援助	312	34	15	80	37	9	17	55	4	4	33	24
施設入所	519	0	50	0	70	0	0	0	0	120	75	204

(4) 相談支援事業所について

平成27年度(2015年度)からの給付決定にあたっては、サービス等利用計画の策定が義務づけられました。制度施行後、利用者の伸びが大きくなっています。平成29年度(2017年度)末現在、市内に28箇所の計画相談事業所がありますが、本市のサービス受給者数を勘案すると、まだ不足しているものと考えられます。

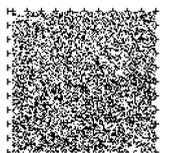
また、地域移行は進んでおり、実際に地域で生活する方は増えているものと考えられますが、地域移行支援や地域定着支援の利用者数は伸びていません。今後は施設からの退所や病院からの退院の際に、相談事業所につなぐことができるよう、制度の周知や事業所の周知に努めていくことが必要となっています。

【相談支援事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
計画相談支援	26	24	28	8.0%
地域移行支援	18	15	18	0.0%
地域定着支援	18	15	18	0.0%

【相談支援事業所の地区別事業所数】

種別	事業所数	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
計画相談支援	28	1	2	6	1	3	4	5	1	2	1	2
地域移行支援	18	0	2	4	1	2	3	4	0	0	1	1
地域定着支援	18	0	2	4	1	2	3	4	0	0	1	1



(5) 障害児通所支援事業所について

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は、いずれも平成27年度（2015年度）末から平成28年度（2016年度）末にかけて増加の割合が高くなっています。

児童発達支援の利用者数は、平成28年（2016年）度末に急増し、今後も増加が見込まれることから、サービスの内容・質の確保に努めていく必要があります。

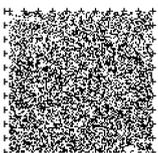
放課後等デイサービスは、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）にかけて利用が大きく伸びました。今後は微増での推移が見込まれるため、関係機関、法人等との調整を図りながら事業所の整備について取り組んでいく必要があります。また、保育所等訪問支援については、利用者数が平成27年度（2015年度）に急激に増加し、今後は微増での推移が見込まれます。事業所は、中央と東部に1か所ずつの設置にとどまっているため、今後の利用者の動向を見極めたうえ、関係機関、法人等との調整を図りながら事業所の整備について調整を図っていく必要があります。

【障害児通所支援事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
児童発達支援	10	16	16	60.0%
放課後等デイサービス	17	27	30	76.0%
保育所等訪問支援	2	2	2	0.0%
医療型児童発達支援	0	0	0	0.0%

【障害児通所支援事業所の地区別事業所数】

種別	事業所数	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
児童発達支援	16	0	0	2	3	2	2	3	1	2	0	1
放課後等デイサービス	30	0	1	3	5	4	6	4	2	2	2	1
保育所等訪問支援	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(6) 児童相談支援事業所について

児童相談事業所については、平成 29 年度（2017 年度）末現在で市内に 18 か所あります。

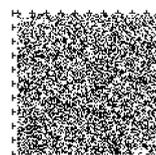
ニーズ調査やインタビュー調査の結果等を勘案すると、児童に関する相談のニーズは高く、また西部には事業所がないことから、今後はサービスの必要性を踏まえ、また地域による格差を解消できるよう、事業所の整備またはサービスの提供に関する調整等について、取り組みを進めていく必要があります。

【児童相談支援事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
児童相談支援	16	16	18	13.0%

【児童相談支援事業所の地区別事業所数】

種別	事業所数	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
児童相談支援	18	0	0	5	1	2	3	3	1	1	1	1

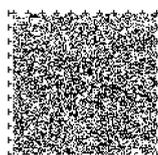


4. 第5期計画における見込み量一覧

第5期久留米市障害福祉計画・第1期久留米市障害児福祉計画の本編において活動指標として設定した、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所等支援事業、障害児相談支援及び地域生活支援事業の見込み量の一覧は、以下のとおりです。

(1) 障害福祉サービス・相談支援

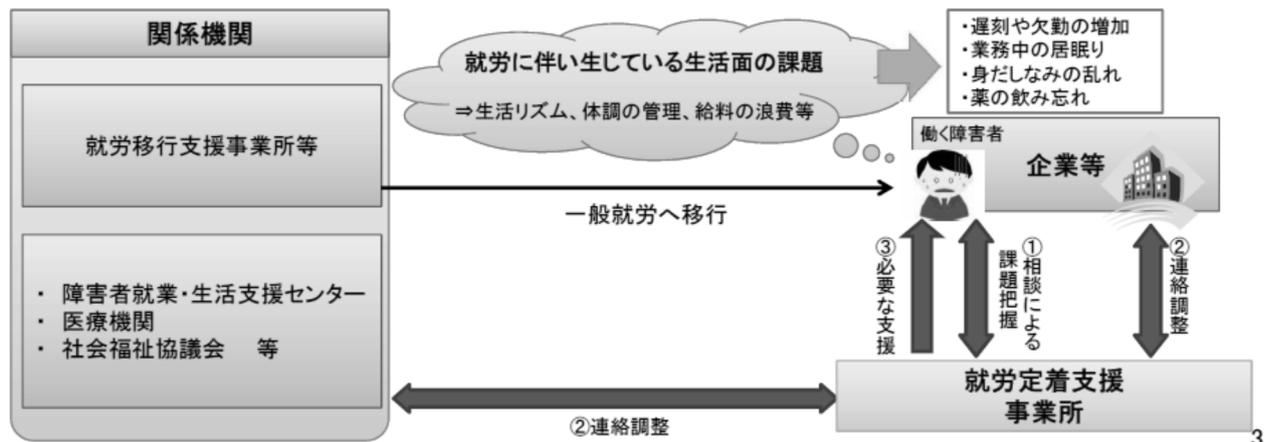
区分	サービス名	必要量見込み			
		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系	訪問系サービス合計	時間/月	20,209	21,106	22,057
		利用見込数	858	858	1,010
	居宅介護	時間/月	12,296	12,665	13,045
	重度訪問介護	時間/月	6,266	6,580	6,909
	同行援護	時間/月	1,236	1,409	1,606
	行動援護	時間/月	411	452	497
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
日中活動系	生活介護	人日/月	15,102	15,555	16,021
		利用見込数	761	784	807
	療養介護	人/月	100	103	106
	福祉型短期入所	人日/月	395	399	403
		利用見込数	100	102	104
	医療型短期入所	人日/月	112	122	132
		利用見込数	28	32	36
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	35	26	19
		利用見込数	2	2	1
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	491	481	471
		利用見込数	28	27	27
	宿泊型自立訓練	人日/月	300	303	306
		利用見込数	13	13	13
	就労移行支援	人日/月	1,962	2,060	2,163
		利用見込数	117	125	134
	就労継続支援（A型）	人日/月	8,773	9,299	9,578
利用見込数		448	475	489	
就労継続支援（B型）	人日/月	10,290	10,598	10,704	
	利用見込数	619	632	638	
就労定着支援	利用見込数	90	90	90	



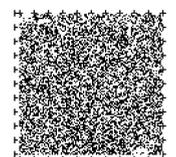
【新規サービスの概要】

○就労定着支援

対象者	支援内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。 ○ 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



資料：社会保障審議会障害者部会（第80回）資料（厚生労働省）より



区分	サービス名	必要量見込み			
		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居住系	自立生活援助	人/月	20	20	20
	共同生活援助 (グループホーム)	人/月	331	364	400
	施設入所支援	人/月	362	360	358
相談支援	相談支援	人	2,443	2,596	2,719
	計画相談支援	人	2,416	2,566	2,686
	地域移行支援	人	12	13	14
	地域定着支援	人	15	17	19

【新規サービスの概要】

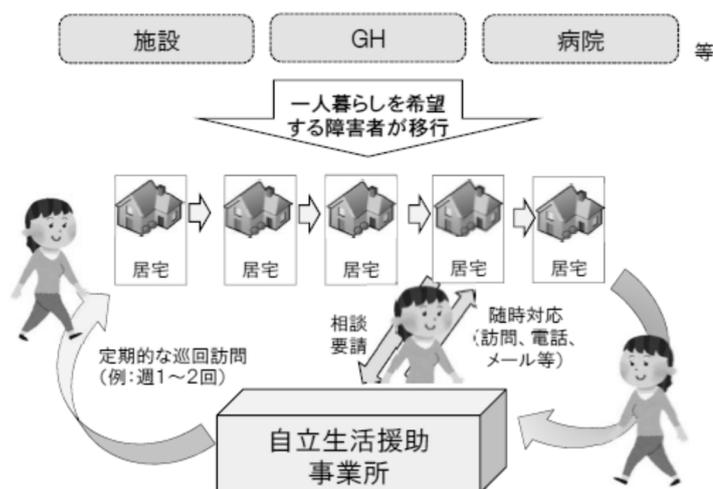
○自立生活援助

対象者

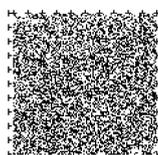
- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



資料：社会保障審議会障害者部会（第80回）資料（厚生労働省）より



(2) 障害児福祉サービス・障害児相談支援等

区分	サービス名	必要量見込み			
		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児通所支援	児童発達支援	人日/月	1,233	1,357	1,424
		利用見込数	121	135	143
	放課後等デイサービス	人日/月	7,870	9,523	10,570
		利用見込数	524	598	640
	保育所等訪問支援	人日/月	58	60	61
		利用見込数	35	39	41
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	20	20	20
		利用見込数	10	10	10
	医療型児童発達支援	人日/月	0	4	8
		利用見込数	0	1	2
支相談	障害児相談支援	人/月	456	496	526
医療的ケア児コーディネーター		人	2	2	2

【新規サービスの概要】

○居宅訪問型児童発達支援

対象者

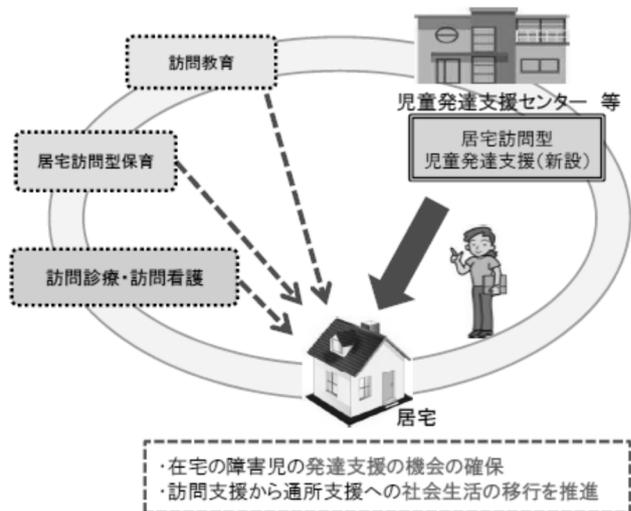
○ 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

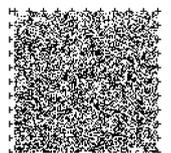
○ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

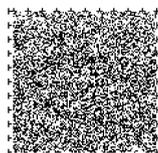


資料：社会保障審議会障害者部会（第80回）資料（厚生労働省）より

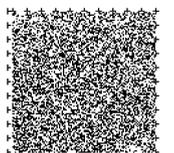


(3) 地域生活支援事業

区分	サービス名	必要量見込み				
		単位	平成30年度	平成31年度		平成32年度
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	
	(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	
	(3) 相談支援事業					
	①障害者相談支援事業	実施箇所	4	4	4	
	②基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	
	③市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	
	④住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有	
	(4) 成年後見制度利用支援事業	人/年	6	7	8	
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	
	(6) 意思疎通支援事業					
	①手話通訳者設置事業	人/年	2	2	2	
	②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	550	570	590	
	③重度障害者コミュニケーション支援事業	実施の有無	有	有	有	
	④盲ろう者向け通訳介助員派遣事業	件/年	30	30	30	
	(7) 意思疎通支援者養成研修事業					
	①手話・要約筆記奉仕員養成研修事業	講座等/年	3	3	3	
		参加者/年	40	40	40	
	②盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業	参加者/年	20	20	20	
	(8) 日常生活用具給付等事業					
	①介護・訓練支援用具	件/年	18	18	18	
	②自立生活支援用具	件/年	80	80	80	
	③在宅療養等支援用具	件/年	55	55	55	
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	70	70	70	
	⑤排泄管理支援用具	件/年	5,200	5,200	5,200	
⑥居宅生活動作補助用具	件/年	10	10	10		
(9) 移動支援事業	時間/月	3,180	3,240	3,300		
	人/月	265	270	275		
(10) 地域活動支援センター						
①基礎的事業	実施箇所	12	12	12		
	I型	実施箇所	2	2	2	
		II型	実施箇所	0	0	0
		III型	実施箇所	8(2)	8(2)	8(2)
(11) 障害児等療育支援事業	実施箇所	1	1	1		
(12) 地域生活支援広域調整会議等事業	開催回数	1	1	1		



区分	サービス名	必要量見込み			
		単位	平成 30年度	平成 31年度	
任意事業 (その他の事業)	(13) 訪問入浴サービス事業	人/月	35	38	41
	(14) 日中一時支援事業	人日/月	535	529	523
		人/年	105	103	101
	①日中一時支援型	人日/月	150	144	138
		人/年	50	48	46
	②障害児タイムケア型	人日/月	385	385	385
		人/年	55	55	55
	(15) 社会参加促進事業				
	①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	事業数/年	8	8	8
		参加者/年	600	600	600
②福祉ホーム事業	人/年	1	1	1	



5. 用語解説

さ行

●児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障と積極的増進を基本精神とする総合的法律。同法では、児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとされており、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任等について定められている。

●社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

●障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的として制定された法律。

●障害者総合支援法

障害の有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。平成 17 年（2005）年、障害者自立支援法として制定。平成 24 年（2012）に改正・改題。

た行

●地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいや医療、介護、生活支援等を一体的に提供する仕組みや体制のこと。

